

第27回田原市市民協働まちづくり会議

日時:令和元年7月1日(月)

午後6時から

場所:田原市役所 政策会議室(南庁舎4階)

1 あいさつ

2 報告事項

(1)市民協働まちづくりの推進体制について 【資料1-1】【資料1-2】

(2)田原市の市民協働まちづくり方針(ポケット版)について 【資料2】

(3)市の機関の取組について 【資料3】

(4)令和元年度市民協働事業について 【情報誌】

①市民協働まちづくり事業補助金 【資料4-1】【資料4-2】

②市民活動チャレンジ支援補助金 【資料5】

③新規団体・人材養成活動補助金 【資料6】

④市民提案型委託事業制度 【資料7-1】【資料7-2】【資料7-3】

(5)社会貢献活動災害補償制度について 【資料8-1】【資料8-2】

4 その他

○意見交換等

○第28回会議:令和元年10月頃(予定)

・令和2年度の市民協働推進事業について 他

配布資料

【資料1-1】田原市市民協働まちづくり条例の概要

【資料1-2】市民協働事業の展開

【資料2】市民協働まちづくり方針(ポケット版2019)

【資料3】市民協働まちづくり方針に基づく市の機関の取組

【情報誌】市民活動だより vol.27

【資料4-1】市民協働まちづくり事業補助金の実績

【資料4-2】市民協働まちづくり事業補助金の状況報告

【資料5】市民活動チャレンジ支援補助金の実績と状況報告

【資料6】新規団体・人材養成活動補助金の実績と状況報告

【資料7-1】市民提案型委託制度の実績と状況報告

【資料7-2】令和元年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】応募要領

【資料7-3】令和元年度 市民提案型委託事業【自由テーマ型】応募要領

【資料8-1】田原市社会貢献活動災害補償制度 補償対象団体

【資料8-2】田原市社会貢献活動災害補償制度(チラシ)

第27回田原市市民協働まちづくり会議 委員名簿

任期：平成30年4月1日～令和2年3月31日

【委員】

番号	職名	委員氏名	役職等	備考	
1	会長	みつや かつし 三矢 勝司	名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター 非常勤研究員 NPO法人岡崎まち育てセンター・りた事務局次長	5号委員 (学識経験者)	
2	副会長	ふくた よしこ 福田 佳子	田原市地域コミュニティ連合会理事	2号委員 (市民活動団体)	
3	委員	すきがら みわこ 鋤柄 美和子	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	
4	委員	はしもと さとえ 橋本 聡恵	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	
5	委員	みずの かずみち 水野 一道	— (公募) —	1号委員 (公募市民)	
6	委員	すずき かきつ 鈴木 嘉希津	田原青年会所財務担当理事	2号委員 (市民活動団体)	
7	委員	とりい かずこ 鳥居 和子	田原市ボランティア連絡協議会副会長	2号委員 (市民活動団体)	
8	委員	ほんだ ちえ子 本多 ちえ子	田原市文化協会副会長	2号委員 (市民活動団体)	
9	委員	おおかわ たかよ 大河 孝代	田原市体育協会会計	2号委員 (市民活動団体)	
10	委員	おざわ みほこ 小澤 美穂子	NPO法人たはら広場	2号委員 (市民活動団体)	
11	委員	たかさき ゆうぞう 高崎 雄三	田原市商工会副会長	3号委員 (事業者の団体)	
12	委員	すずき てるひこ 鈴木 照彦	J A愛知みなみ代表理事専務	3号委員 (事業者の団体)	
13	委員	いしかわ けいし 石川 恵史	田原市企画部長	4号委員 (市の機関)	

【事務局】

企画部 企画課	大羽 浩和（課長） 河口 圭子（課長補佐兼係長） 下形 めぐみ（主事補）
---------	--

第27回田原市市民協働まちづくり会議 配席表

令和元年7月1日（月）午後6時から
田原市役所南庁舎4階 政策会議室

会長 三矢 勝司

(名古屋工業大学コミュニティ創成教育研究センター)

(NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた)

委員 橋本 聡恵
(公募委員)

委員 水野 一道
(公募委員)

委員 鳥居 和子
(田原市ボランティア連絡協議会)

委員 本多 ちえ子
(田原市文化協会)

委員 大河 孝代
(田原市体育協会)

委員 小澤 美穂子
(NPO法人たはら広場)

委員 高崎 雄三
(田原市商工会)

委員 鈴木 照彦
(JA愛知みなみ)

委員 石川 恵史
(田原市企画部)

事務局 (企画課)

企画課長 大羽 浩和
課長補佐兼係長 河川 圭子
主事補 下形 めぐみ

出入り口

田原市市民協働まちづくり条例の概要

1 策定の経過

- ① 地方分権改革・各種の規制緩和による地域自治の自主自律が求められるなかで、この地域のまちづくりにおいても「市民参加・協働型自治の推進」が求められ、田原町・赤羽根町及び田原市・渥美町合併時に策定された新市建設計画において、この取り組みが位置付けられました。
- ② この新市建設計画を受けて、平成 17 年度から検討を開始した田原市総合計画策定に際して設置した『まちづくり市民懇談会』（市民 79 名・5 部会）において、市民協働によるまちづくりのあり方を検討しました。
- ③ 市民参加と協働のまちづくりに関し、自治会・校区ヒアリング、行政懇談会、市民・事業者・団体の意識調査を実施し、各種市民活動の実態把握に取り組みました。
- ④ 市民参加と協働のまちづくりの基本的ルールを定めるため、平成 19 年 7 月（～12 月）に『田原市まちづくり推進条例検討会議』を設置し、条例及び規則に規定すべき項目を検討しました。
- ⑤ 条例検討会議の検討結果を踏まえ、「田原市市民協働まちづくり条例」の案を作成し、田原市議会の議決を経て、平成 20 年 3 月 26 日に公布（制定）しました。

2 条例に定める項目

- ① 総則的事項（第 1 条―第 7 条）
- ② 協働促進の方針（第 8 条）
- ③ 市民参加と協働（第 9 条・第 10 条）
- ④ 市民公益活動の支援（第 11 条―第 13 条）
- ⑤ 地域コミュニティ団体（第 14 条―第 18 条）
- ⑥ 市民協働まちづくり会議（第 19 条）

3 規則に定める項目

- ① 地域コミュニティ団体の認定手続き（第 2 条―第 5 条）
- ② 市民協働まちづくり会議の運営（第 6 条―8 条）

4 田原市市民協働まちづくり会議

(1) 設置根拠

■田原市市民協働まちづくり条例（平成20年4月1日施行）による設置規定（第20条要点）

- ・「協働促進方針」及び「方針に関わる施策の検討」並びに「その他の必要事項の調整」を図るため、田原市市民協働まちづくり会議（以下「協働会議」という。）を設置する。
- ・協働会議は、「市民」、「市民活動団体」、「事業者」及び「市の機関」で構成する。

■条例施行規則による運営規定（第6条・第7条・第8条要点）

- ・協働会議は15人以内の委員（任期2年）で構成し、委員互選により会長及び副会長1人を置く。
- ・協働会議は会長が招集し・議長を務める。
- ・協働会議は半数以上の委員が出席しなければ開催できない。議事は、出席者の過半数で決する。

(2) 会議の役割

①『田原市市民協働促進方針』の検討

- 方針策定 … 市民、市民活動団体、事業者及び市の機関が、それぞれの権利・義務・役割を認識し、相互理解と信頼のもとに、市民参加と協働によるまちづくりを推進するため、本市の現状を踏まえて一定期間の取組方針を定める。
- 状況確認 … 協働促進方針に掲げる「取組の進捗」及び「目標達成等」の状況を確認・評価する。
- 方針改定 … 取組の実現状況等を踏まえ、協働促進方針の改定を行う。

②『田原市市民協働促進方針に関わる施策（取組）』の検討

○行政活動における市民参加と協働の促進に関する取組

- ・市民への行政情報の提供制度のあり方
- ・市民参画を確保する制度のあり方
- ・指定管理者制度基本方針のあり方
- ・アウトソーシング推進のあり方
- ・公募・提案型協働事業のあり方 等

○市民公益活動における協働の促進に関する取組

- ・市民活動団体の連携促進のあり方 等

○市民公益活動の支援に関する取組

- ・活動環境の整備のあり方
- ・市民等に対する市民公益活動の情報提供のあり方
- ・行政保有情報の提供のあり方
- ・人的支援のあり方
- ・財政的支援のあり方（公募型補助等）
- ・市民公益活動に対するその他支援のあり方 等

○地域コミュニティ団体認定基準及び地域コミュニティ振興・支援体制

○基金活用方法 ○寄付募集、運用益等活動のあり方

市民協働事業の展開

●市民で出来ることは、市民で実現する。

市民公益活動の領域

市民

市民活動団体

地域コミュニティ団体
NPO、ボランティア団体

担い手の育成

市民活動支援センター
による講座開催

人材育成支援補助金

スキルアップ
人材養成
活動補助

平成22年度～

- 団体構成員
- 旅費・受講料等
- 補助率1/2
～2/2
- 上限額3万円
- 随時受付
- 総額15万円

人材裾野拡大
新規団体
活動補助

平成22年度～

チャレンジ
支援

平成26年度～

①

市民協働
まちづくり
事業補助金

平成21年度～

- 補助率1/2
- 上限額20万円
- 3回限度
- 補助予算130万円
- ★公開審査

※常設型補助金にない活動

常設化 ③

常設型補助金

- 市民の自主活動として活動実施 ○補助率1/2上限 ※行革方針
- 〔団体活動補助〕地域コミュニティ、老人クラブ、子ども会 等々
- 〔団体運営補助〕社会教育団体連絡協議会、文化協会、体育協会、PTA連絡協議会、国際交流協会 等々
- 〔団体事業補助〕花壇管理、市民まつり、サーフィン世界大会、トライアスロン、文化ホール事業 等々

自主活動

自立化

②

その他の協働

- 行政活動への市民参加
- 無報酬・小額報酬

- ・アダプトプログラム
- ・ボランティアスタッフ
- ・その他

委託的補助

補助化・委託化

●市民では出来ないこと実現する。

行政活動の領域

市民提案型委託事業

③

自由テーマ型（市民提案）

- 市民団体が市施策として有効な実施可能な事業を提案
- 市民団体が委託料（必要額）を積算する
- 市民活動団体からの提案の有効性等を市担当課で評価し、内容協議の上で、翌年度予算で要求

平成22年度～ 事業実施

テーマ提示型（行政提案）

④

- 行政が求めるテーマ実現手法を市民団体から募集
- 市から委託料の上限額を示す
- 市担当課は市民活動団体の提案の有効性等を確認し、契約団体を選考

平成22年度～ 提案募集

委託業務

- 行政の責任による事業実施
- ニーズに即した事業実施：効果向上 ○コスト低減
- 体制・予算面で手が出せなかった事業の実施

- 【農政課】 漁場クリーンアップ
- 【維持管理課】 公園等管理
- 【生涯学習課】 施設指定管理、あつみロビーコンサート、田原市音楽祭、家庭の日コンサート、文化教室等々
- 【スポーツ課】 各種スポーツ教室



ポケット版2019

田原市の

市民協働まちづくり方針

わたしたち みんなでとりくむ
まちづくり

この冊子は、田原市で活動する
市民・市民活動団体・事業者・市の機関が
今後のまちづくりにおける
“目指すべき姿”をまとめたものです。

《もくじ》

1. 取組の背景と現状	P 1
2. 基本理念	P 2
3. 基本姿勢、配慮すべき点	P 3
4. 市民協働の6つの指針	P 4～10
5. 市民協働まちづくり会議の運営	P 11
○ 田原市民活動支援センター	P 12
○ 活動支援の関連情報	P 13
○ 田原市内の各種団体	P 14
○ 主なイベントの予定	P 15

1 取組の背景と現状

(1) 市民協働のまちづくりの必要性

- ① 地方分権改革の進展に伴い、市町村の自己決定、自己責任が拡大し、市民による選択が重要となっています。
- ② 市民の価値観・ニーズが多様化し、行政の画一的施策では、対応が困難になっているものが増えています。
- ③ 巨大地震やゲリラ豪雨など頻発する自然災害によって、日ごろからの地域の絆づくりが、重要視されています。
- ④ 田原市総合計画（H18年策定、H25年改定）において、「市民参加と協働による持続可能なまちづくり」の推進が掲げられています。
- ⑤ 分権による市の権限拡大を踏まえ、市民ニーズに合わせた施策を市民と一緒に実施することで、市民満足度の向上が期待できます。

(2) 市民協働のまちづくりの現状と展望

- ① 昭和40年代から地域コミュニティ（自治会・校区・コミュニティ協議会）による地域自治活動が開始され、田原市のまちづくりの中心となっています。
- ② 300を超える市民活動団体が存在し、近年、NPO（非営利活動の団体）活動の活性化が図られています。
- ③ 市の施策実施では、市民意見を反映されるとともに、コミュニティ協議会・自治会を始め、様々な団体に業務を委託し、協働体制を構築しています。
- ④ 市民活動団体同士の連携は、それぞれが持つ課題の解決に有効です。少しずつ団体間の連携が進んでいます。

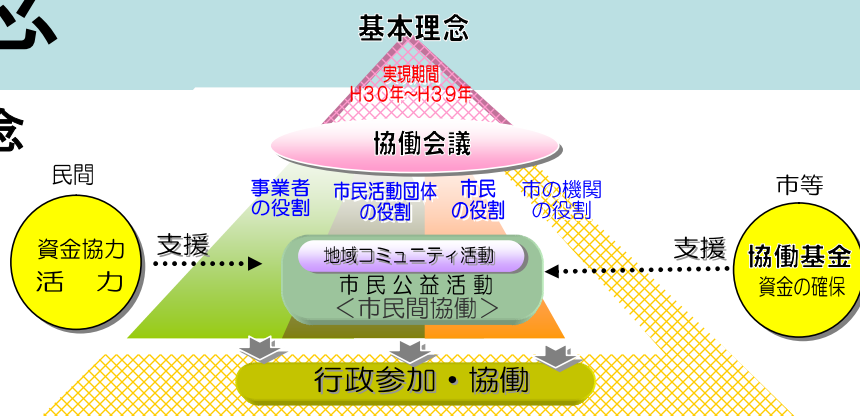
「市民協働」とは？

市民・市民活動団体・事業者・市の機関が、それぞれの役割を認識し、信頼関係を築きながら、対等な立場で協力し、お互いに補い合うことです。

2 基本理念

(1) 市民協働の基本理念

みんなが、それぞれの役割を認識し、お互いの理解と信頼のもと、市民協働によるまちづくりを推進する



(2) 期待されている役割

■市民の役割

まちづくりの主役としての責任を自覚し、地域への関心を高め、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に進んで参加することが求められています。

■市民活動団体の役割

活動の社会的意義と責任を自覚し、自らができることを考えて市民公益活動に取り組み、また、広く市民に理解されるような行動が求められています。

■地域コミュニティ団体の役割

市民活動団体の基礎的団体である地域コミュニティ団体は、民主的かつ公平で開かれた運営によって、自主的に地域課題に対処することなどが求められています。

■事業者の役割

事業者は、市民公益活動の重要性を理解し、また、地域社会の一員としての責任を自覚し、自らができることを考えて行動するとともに、市民公益活動に対して人的・財政的に支援することが求められています。

■市の機関の役割

市の機関（市長、各種委員会、市議会など）は、それぞれの権限・能力の範囲で、市民参加と協働によるまちづくりの意義を自覚し、責任をもって施策を実行するとともに、市民活動団体の総合調整に取り組むものとします。

(3) 方針をつくる目的 … 市民協働の基本理念を実現するため、これからみんなで行き組む基本的な方針を定めるものです。

(4) 方針を実現する年度 … 10年間（平成30年度～平成39年度）

3 基本姿勢・配慮すべき点

協働を実現するには、相互理解と信頼の構築が不可欠であるため、市民、市民活動団体、事業者及び市の機関に共通して必要となる「基本姿勢」と「配慮すべき点」を示します。

資料2

(1) 基本的な姿勢

- 人と人との絆づくり
- 主体性を持った行動
- 多様な能力の活用と
担い手の育成
- ふるさとに感謝

(2) 配慮すべき視点

- 幅広い世代の参加
- 男女共同参画
- 多文化共生

主なイベントの予定

【令和元年度】

開催日	行事・イベント名	場 所
6月1日(日)	田原を美しくする推進デー	市内一円
6月8日(土)	スポーツ交流大会	渥美体育館
6月16(日)	たはらエコフェスタ	田原文化会館
8月31日(土)	田原市総合防災訓練	白谷海浜公園
8月25日(日)	男女共同参画フェスティバル	田原文化会館
9月8日(日)	トライアスロン伊良湖大会	伊良湖岬周辺
9月14日(土) ～15日(日)	田原祭り	田原町内
10月13日(日)	蔵王山展望まつり	蔵王山
10月27日(日)	田原市民まつり	田原文化広場周辺
11月1日(金) ～11月3日(日)	田原市文化祭	田原・渥美文化会館、 池ノ原公園
11月10日(日)	田原市自主防災会防災訓練	市内一円
11月11日(日)	福祉のつどい	田原文化会館
11月17日(日)	中部・北陸実業団駅伝競走大会	市内一円
1月12日(日)	田原市成人式	田原文化会館
1～3月(予定)	田原菜の花まつり	市内一円
2月2日(日)	渥美半島駅伝競走大会	田原→豊橋
2月23日(日)	田原市防災講演会	渥美文化会館

※イベントの開催日・場所は予定ですので、変更となる場合もあります。事前に広報たはらや市ホームページなどでご確認ください。



○ 田原市内の各種団体

田原市内の主な団体組織を紹介します。※非営利活動を行う団体の集合組織

■市民活動団体の組織

○ 田原市地域コミュニティ連合会

・コミュニティ協議会(20協議会) ・自治会(106自治会)

(事務局:市役所総務課 TEL23-3504)

○ 社会福祉協議会ボランティアセンター

(田原市社会福祉協議会内 TEL23-0610)

○ 田原市文化協会 (事務局:田原文化会館内 TEL22-6063)

○ 田原市体育協会 (事務局:田原文化会館内 TEL22-6063)

■事業者団体の組織

○ 田原市商工会 (事務所:田原町倉田10番地2 TEL22-6666)

(赤羽根支所:赤羽根町赤土1番地 TEL45-2000)

○ 渥美商工会 (事務所:古田町宮ノ前32番地6 TEL33-0441)

■その他の団体

○ 田原青年会議所 (事務所:田原町倉田10番地2 TEL23-2740)

○ あつまるタウン田原 (事務局:セントファール3F TEL24-2345)

○ たはら国際交流協会 (事務局:田原文化会館内 TEL22-2622)

○ 田原ロータリークラブ (事務所:華山会館3F TEL22-0831)

○ 田原パシフィックロータリークラブ

(事務所:華山会館3F TEL22-5955)

○ 渥美ロータリークラブ (事務所:蒲郡信用金庫渥美支店2F TEL32-1251)

○ 田原ライオンズクラブ (事務所:田原市商工会館内 TEL22-6013)

○ 活動支援の関連情報

■東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」

東三河の5市が運営する市民活動を支援するインターネットのホームページで、イベント・ボランティア情報、団体の活動情報、募集・補助金情報などが掲載されています。

HPアドレス：<http://genki365.net/gnkh02/pub/index.php/>

※キーワード「どすごいネット」で検索して下さい。

■活動拠点

- 田原文化広場(総合体育館) TEL22-6061
- 中央図書館 TEL23-4946
- 赤羽根文化広場 TEL45-2823
- 赤羽根文化会館 TEL45-3939
- 渥美文化会館 TEL33-1000
- 渥美運動公園 TEL38-0111
- 江比間野外活動センター TEL37-1025
- 田原博物館 TEL22-1720
- 田原市渥美郷土資料館 TEL33-1127
- 田原市緑が浜公園 TEL23-2663
- 滝頭公園 TEL22-3936
- 白谷海浜公園 TEL22-7300
- 中央公園 TEL22-0003
- 田原福祉センター(赤羽根福祉センター) TEL23-3811
- 田原市渥美福祉センター(あつみライフランド) TEL33-0386
- 田原福祉専門学校 TEL22-3939
- 田原市役所 TEL22-1111
- 赤羽根市民センター TEL45-3111
- 渥美支所 TEL33-1111
- 田原市交流ひろば(三河田原駅2階) TEL23-3522(商工観光課)

○ 田原市民活動支援センター

さらなる市民活動の推進を図るため、市民活動支援センターを設置しています。

- 〔 場 所 〕 田原文化会館フリースペース
- 〔 開設日 〕 毎週火・土 ※平成19年7月開設
- 〔開設時間〕 正午～午後4時
- 〔 連絡先 〕 TEL 22－1111（内線812）
- 〔 E-mail 〕 shiminkatsudo@city.tahara.lg.jp
- 〔ホームページ〕

<http://www.city.tahara.aichi.jp/kurashi/shiminkyodou/1001061/index.html>

■主な業務内容

- 市民活動相談業務 … 各団体の運営上の問題について、助言等を行います。
 - どすごいネット業務… 東三河市民活動情報サイト「どすごいネット」の啓発と利用方法などのサポートを行います。
 - NPO講座の開催 … 市民・団体を対象とし、活動に役立つ講座を開催します。
 - 市民活動だより発行… 年1回発行
 - 広報たはら情報掲載… 毎月、「市民のちから」市民活動だよりのページを連載し、市民活動の情報を発信します。
 - メールマガジン配信… 団体情報や支援制度情報等を随時発信します。
 - 公式face book運営 … 団体情報や市のイベント情報等を随時発信します。
- ★広報ページ、メールマガジン、face bookに掲載する持ちこみ情報も受付けています。
- 協働事業支援 … 団体情報の発信及び団体相互の交流の場として開催する交流会の企画運営をサポートします。
 - 各種情報の掲示 … イベント・助成金情報などの掲示スペースがあります。

4 市民協働の6つの指針

指針1 市民等の役割の実現

市民、市民活動団体、事業者は、それぞれに求められている役割を実現して行きます。

○ 市民の取組のあり方

- ・まちづくりの主体であることを認識し、自らできることに取り組むとともに、行政活動や市民公益活動の参加に務めていきます。

取組① 市民公益活動への参加 … 参加する中で、達成感・充実感を得よう！

取組② 行政活動への参加 … 行政運営に関心を持とう！

○ 市民活動団体の取組のあり方

- ・自らの活動や、市・各種団体との協働を通して、市民等との信頼を築くとともに、まちづくりに貢献しながら、自らの活性化を図っていきます。

取組① 活動PR・信頼性の向上 … 多くの市民に活動を認めてもらおう！

取組② 市民公益活動や行政活動への参加・協働 … 関心を持とう！

○ 事業者の取組のあり方

- ・自らの事業活動や、行政活動・市民公益活動への参加・支援などを通して、まちづくりに貢献しながら、自らの事業発展を図っていきます。

取組① 事業者による社会貢献 … 地域発展と事業環境向上を目指そう！

取組② 市民公益活動への参加・支援 … できる範囲の協力をしよう！

取組③ 行政活動への参加・協働 … 行政運営に関心を持とう！

指針 2 行政参加・協働の推進

みんなで、行政活動への市民参加・協働を進めていきます。

○市民参加・参画のあり方

- ・市の機関は、市民ニーズにマッチした施策内容とするため、情報を公開し、みんなの参加を得ながら、企画・実現していきます。

- 取組① 積極的な行政情報の公開 … 内容に応じた公開・伝達方法に改善！
- 取組② 行政活動への市民参加拡大 … 参加しやすい日程・方法に改善！
- 取組③ 市民公募委員の導入 … 広く市民の参画を呼びかけよう！
- 取組④ 市民活動団体等への参画要請の整理 … 負担の軽減！
- 取組⑤ パブリックコメント制度 … 公表・意見の求め方を改善！
- 取組⑥ 市民意見の提案制度 … 意見を反映！
- 取組⑦ 意見交換のための会議開催 … 各種団体が交流する機会を増加！
- 取組⑧ アンケート調査 … アンケートなどで市民の意向を把握！

○行政活動における協働のあり方

- ・市の機関は、みんなで取り組んだ方が、少ない経費で高い効果が得られる業務を見つけ、責任・費用などを明確にしながら実施していきます。

- 取組① 地域コミュニティ団体との協働 … 状況に応じた委託！
- 取組② 地域コミュニティ団体からの要望への対応 … 臨機応変に対応！
- 取組③ 特定業務の外部委託 … 業務内容に応じた委託方式を選択！
- 取組④ 市民等の提案による協働事業 … 市民提案型協働事業の実施！
- 取組⑤ 様々な協働方式の導入 … 効果的な実施方法を研究・実施！

○市民参加・協働状況の公表

- ・市の施策・業務への市民参加・協働の状況は、毎年、公表することでやり方の改善や、新たな参加の拡大を図っていきます。

- 取組① 協働会議への報告・一般公表 … 実績を公表・評価！

指針 3 市民間協働の推進

みんなで連携しながら、市民公益活動を進めていきます。

○市民間協働のあり方

- ・ 市民公益活動によるまちづくりを推進するため、市民、市民活動団体、事業者が得意な分野で、相互の連携（協働）を進めていきます。

取組① 市民公益活動における連携・協力・援助

- … 団体の名称や活動内容を知ろう！
- … 連携のためのルールを作ろう！
- … 活動に有効な支援情報を伝えよう！

取組② 市民活動団体による市民活動の支援

- … 互いに助け合おう！

取組③ 市民間協働の促進のための支援

- … 支援のためのネットワークを形成しよう！

指針 4 市民公益活動の支援

市の機関は、活動環境の整備、情報提供、人的支援、財政的支援により市民公益活動の促進を図ります。

○活動環境の整備のあり方

- ・市の機関は一体となって、市民公益活動のための施設整備、施設利用の利便性の向上や、安心して活動できる環境の確保に取り組んでいきます。

取組① 施設等の整備・利用改善 … 利便性を向上させよう！

取組② 市民公益活動の環境整備 … 安心して活動できる環境を整えよう！

○情報提供のあり方

- ・市の機関は、市民公益活動の情報発信に協力するとともに、個人情報保護に留意しながら、必要な情報を提供していきます。

取組① 市民公益活動の市民等への情報提供 … 提供の仕方を工夫しよう！

取組② 行政情報の提供 … 行政保有情報を活用しよう！

○人的・財政的支援等のあり方

- ・市の機関は、市民公益活動に対して、人的、財政的、その他必要な支援を行います。

取組① 市民公益活動への人的支援 … 職員を参加・派遣させよう！

取組② 市民公益活動への財政的支援 … 効率的な支援方法を立ち上げよう！

取組③ 市民公益活動へのその他の支援 … 共催・後援によって支援しよう！

○市民間協働の支援のあり方

- ・市の機関は、市民同士の協働が進むように、交流の場・機会を設けていきます。

取組① 市民間協働の促進のための支援
… 支援のためのネットワークを形成しよう！

指針 5 地域コミュニティ活動の振興

まちづくりの基礎となる地域コミュニティ団体を、みんなで活発にしていけます。

◆地域コミュニティ団体の振興のあり方

- ・ 地域コミュニティ団体を、みんなで活発にしていけます。

(1) 市民・市民活動団体・事業者の参加

取組① 市民の加入・活動参加

- … 活動に参加し、互いに助け合い、地域への愛着と誇りを深めよう！

取組② 市民活動団体の加入・活動参加

- … 活動する地元のコミュニティに参加し、協力関係を築こう！

取組③ 事業者の加入・活動参加

- … 関わりのある地域コミュニティ団体に加入・参加・協力しよう！

(2) 市の機関の支援

取組① 地域コミュニティ団体の振興策

- … 地域コミュニティ振興計画に基づく活性化策の実施！

取組② 地域コミュニティ団体の意見の反映

- … 地域において集約された意見を市の施策に反映！

取組③ 地域コミュニティ団体の認定制度

- … 民主的で公平な運営を行っている地域コミュニティ団体を市が認証！

◆地域コミュニティ団体の取組のあり方

- ・地域コミュニティ団体は、身近なまちづくりに自主的に取り組んでいきます。

(1) 組織体制の改善

取組① 組織の見直し

- … 自治会、校区、コミュニティ協議会の組織の最適化を進めよう！

(2) 市民等の参加機会の確保

取組① 加入・参加の拡大

- … 地域コミュニティ団体のルール・活動状況を公開し、参加拡大を図ろう！

(3) 課題対処等の取組

取組① 地域課題の対処

- … 自助・共助・公助の補完性の原理に基づき、課題解決に取り組もう！

(4) 関係団体との連携

取組① 地域コミュニティ団体との連携

- … 関連する地域コミュニティ団体どうして協力して課題に対処しよう！

取組② 地域の各種団体との連携

- … 専門分野の団体の力を借りて、課題に対処しよう！

(5) 意見の集約・代表

取組① 意見の把握

- … 情報を公開し、住民等の意見を聞こう！

取組② 意見の集約・代表

- … 民主的な手順で意見を集約し、関係者に意思表示しよう！

指針 6 市民協働まちづくり基金の活用

市民協働まちづくり基金を、市民の連携、地域振興、市民公益活動の活性化に、みんなで有効活用していきます。

○基金管理のあり方

- ・ 現在又は今後の市民公益活動の資金を確保するための基金を、適正に管理します。

取組① 合併特例債積立部分の管理・運用

取組② 一般寄付等による積立部分の確保・運用

○基金運用益等の活用のあり方

- ・ 市民公益活動に、基金の運用益を活用していきます。

取組① 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

取組② 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

市民活動団体の活動を支援する制度

■市民協働まちづくり事業補助金

○市民活動団体の公益的な活動の経費の一部を支援します。

【事業費 10 万円以上の事業：補助率 2 分の 1、上限 20 万円】

【事業費 10 万円未満の事業：補助率 2 分の 1、上限 5 万円】

■新規団体活動補助金【事業費の 10 分の 10 補助（上限 5 万円）】

○市民が新たに仲間を集って始めようとする活動の経費を支援します。

■人材養成活動補助金【事業費の 10 分の 10 または一部補助（上限 3 万円）】

○団体会員が、団体の活動に関する知識・手法などを習得するための講座などの受講経費、交通費の一部を支援します。

■市民活動チャレンジ補助金【事業費の 2 分の 1 補助（上限 10 万円）】

○市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動を支援します。

5 市民協働まちづくり会議の運営

田原市市民協働まちづくり条例に基づき、方針・施策の検討・調整を行なうために設置する会議です。



(1) 運営方法

○ 委員構成（令和元年6月現在）

- 委員：①公募市民 鋤柄美和子
橋本聡恵
水野一道
- ②市民活動団体 福田佳子（田原市地域コミュニティ連合会理事）
鈴木嘉希津（田原青年会議所財務担当理事）
鳥居和子（田原市ボランティア連絡協議会副会長）
本多ちえ子（田原市文化協会副会長）
大河孝代（田原市体育協会会計）
小澤美穂子（NPO法人たはら広場）
- ③事業者団体 高崎雄三（田原市商工会副会長）
鈴木照彦（JA愛知みなみ代表理事専務）
- ④市の機関 石川恵史（田原市企画部長）
- ⑤学識経験者 三矢勝司（名古屋工業大学非常勤研究員
NPO法人岡崎まち育てセンター・りた

○ 会議開催 定例会議2回・臨時会議（随時）

(2) 協議事項

- 協働促進方針の策定、改訂
- 方針の実現状況の確認

この方針は、平成20年度に策定され、市民協働まちづくり会議において平成24年度と29年度に見直し作業を行い、平成39年度を目標に継続して取り組んでいくことが確認されました。

田原市の市民協働まちづくり方針 第4章に基づく
令和元年度の市の取組

資料 3

田原市の市民協働まちづくり方針 (H20.10 田原市市民協働まちづくり会議)
基本理念「みんながそれぞれの役割を認識し、お互いに理解し合い、信頼関係を築きながら、市民協働のまちづくりを進めましょう。」

区分 1 【指針その 2】 行政参加・協働の推進

- 市民協働まちづくり条例における市の機関の責務
- ① 施策立案等における市民等の参画機会を確保し、市民参加の拡大に努める。【条例第9条第2項】
 - ② 行政活動における協働の推進に努める。【条例第9条第3項】
 - ③ 行政活動における市民参加と協働の状況を公表する。【条例第9条第4項】

(1) 市民参加・参画のあり方

a. 積極的な行政情報の公開

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○行政情報は、定期刊行する広報たはら等と、随時発行する施策パンフレットやイベントちらし等に掲載し、コミュニティ協議会・自治会を経由する地域文書として、市民に伝えています。 ○インターネットを活用したホームページ（市、市議会等）やSNS、ケーブルテレビ（市政番組、議会中継等）、声の広報、市政ほーもん講座等で情報を提供しています。	○情報提供のタイミングを考慮し、内容に応じて方法を整理・選択するとともに、市民に広報紙やケーブルテレビ番組に関心を持ってもらえるよう、受け手にとって有意義でわかりやすい情報提供に努めます。 ○インターネットやSNSを効果的に活用して情報提供することにより、さらなる情報の広がりを図ります。	【防災対策課】 ・広報たはら 防災知恵袋・・隔月（偶数月）、特集・・9月号、ほか随時掲載（継続） ・ホームページ掲載 各種防災に関する計画等 ・市政ほーもん講座開催（継続） 【企画課】 ・行政評価の結果をホームページで公表し、行政の透明性の向上を図る。（継続） ・市民活動だよりを発行、フェイスブック、メールマガジンを活用し市民活動情報を提供する。（継続） 【企業立地推進室】 ・企業立地専用HPに分譲地情報や企業立地インセンティブなど、企業進出の参考になる行政支援情報のより効果的な提供に努める。（継続） 【広報秘書課】 ・さまざまな広報媒体の長所を生かし、タイムリーでわかりやすい情報提供を行う。（継続） 【環境政策課】 ・広報たはら（環境けいじばん）、ホームページにて、環境やエコに関する情報提供を行う。（継続） 【廃棄物対策課】 ・ごみ収集カレンダーを年1回発行、環境学習の一環として市政ほーもん講座を開催するほか、市HPやスマートフォンアプリを活用し、ごみに関する情報を提供する。また、広報たはら環境掲示板（隔月）に毎月のごみ量速報値を報告し、ごみ減量化に関心を持ってもらう。（継続） 【高齢福祉課】 ・市政ほーもん講座等にて認知症や介護予防の必要性、介護保険と高齢者福祉サービスについて紹介する。（継続） 【健康課】 ・市ホームページや育児応援のための行政ガイドの更新。健康課の行う教室等を掲載した健康ガイドブックの配布。ケーブルテレビの活用などにより多くの市民にタイムリーな情報提供を行なう。（継続） 【商工観光課】 ・Instagramやツイッター等インターネットを活用し、ライブ感のある積極的な情報提供を行う。（継続） 【街づくり推進課】 ・都市計画、市街地活性化、景観、公共交通に関する情報提供を広報、市HP、報道発表等により行う。（継続） ・渥美半島菜の花浪漫街道ブログを運用し、市からの情報を発信するだけでなく、「渥美半島の美しい風景を発信し隊」を市内外から広く募集し、双方向性のある情報発信と情報共有を行う。（継続） 【スポーツ課】 ・スポーツに関する情報を田原文化広場のモニターを活用し、情報提供する。（継続） 【文化財課】 ・HPにて、展覧会・イベント・講座・教室等の情報提供を行う。（継続） ・広報たはら、市HPにて、展覧会・イベント・講座・教室等の情報提供を行う。（継続） 【消防署】 ・広報たはら（消防かわら版）、消防本部ホームページにて消防に関する情報提供を行います。（継続）

b. 行政活動への市民参加の拡大

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○新たな事業やイベント・行事等について、広報たはら、パンフレット、市ホームページ等で市民等にお知らせし、市民等による実施や行事への参加を呼びかけています。	○市民等と一体となってまちづくりに取り組むことが「市民協働」の根底であることを市職員が十分に理解します。 ○遊休資産の活用や地域包括ケアシステムの推進など新たな課題に対しても、市民協働を踏まえて取り組みます。 ○市民等が参加しやすい方法(手法・日時・場所等)に改善するとともに、内容に応じた効果的なPRを検討します。また、市民等が参加(実施)するメリット(能力向上、ネットワークの構築化、精神的な達成感の獲得等)を示せるように工夫します。 ○イベント等で市民や団体、事業者等に協力を得る場合は、事前の打ち合わせ等を十分に行います。	【防災対策課】 ・防災訓練 市総合防災訓練、自主防災会一斉防災訓練(継続) ・講座等 防災カレッジ、防災ボランティアコーディネーター養成講座、防災講演会 等(継続) 【企画課】 ・人材養成活動補助金の「先進事例視察枠」として市の課題解決策立案のための先進事例調査に要する旅費等を補助する。(継続) ・市民協働まちづくり会議(年2回)、男女共同参画推進懇話会(年3回)では、公募委員、市民活動団体、事業者等が参加し、市民目線で協働促進、男女共同参画社会推進に取り組んでいく。(継続) ・男女共同参画フェスティバルにおいて、男女共同参画社会の推進を啓発するために、公募の市民劇団により、男女共同参画をテーマにした演劇公演を行う。(継続) 【広報秘書課】 ・広報サポーターを公募し、市民目線による広報記事作成などを通じた情報発信を行う。(継続) 【環境政策】 ・たはらエコフェスタ2019、親子エコクッキング講座や菜の花エコツアー等を開催し、エコ普及啓発に努める。(継続) 【高齢福祉課】 ・地域における高齢者の生活支援体制整備を推進するため、定期的に情報共有を図る場へ自治会、民生児童委員、生活支援等のサービス提供事業者などの参加を呼びかける。参加により関係者間で地域の困り事を共有し、解決に向けた検討をすすめる、地域の助け合い活動の仕組みづくりを推進していく。(継続) 【地域福祉課】 ・一般の方には未だ認知度の低い「ヘルプマーク」の普及啓発活動を、市民団体が開催するイベント(田原サンドアートフェスティバル)において主催者と協働して行い、市民に広く周知する。(新規) ・生活ささえあいネット周知のため、市民の集う場所へ出向いて説明をし、参加者を募ります。(継続) ・今年度より婚活イベント情報を広報に掲載し参加者を募ります。(継続) 【健康課】 ・たはら健康マイレージの活用により健康づくりの取組みを呼びかける。(継続) ・健幸アンバサダー養成講座を開催し、健康づくり無関心層を含めた多数の地域住民に「心に届く情報として」伝え拡散する「健幸アンバサダー」(インフルエンサー)を養成する。(新規) 【商工観光課】 ・「田原市観光まちづくり大学」「観光体験博覧会たはら巡り～な」により観光地域づくりへの市民参加を促します。(継続) ・「田原市観光基本計画」策定時に市民参加によるワークショップを開催します。 【街づくり推進課】 ・渥美半島菜の花浪漫街道ブログで、渥美半島の美しい風景や街並み、花、海、エコに関する情報を発信する「渥美半島の美しい風景を発信し隊」を市内外から広く募集し、双方向性のある情報発信と情報共有を行う。(継続) 【図書館】 ・元気はいたつ便・ブックスタート・にじいろサービス・児童サービス等への市民ボランティアの参加・協力(継続) 【消防署】 ・救命率の向上を図るため、救命講習の開催を広報たはら(消防かわら版)、消防本部ホームページに掲載し参加者を募集します。(継続) ・親子で参加できる救助体験講座を開催します。(継続)

c. 市民公募委員の導入

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○方針・計画等の検討会議等を設ける場合、法令の制限がない限り、各担当課で市民公募委員を募集し、幅広い市民の意見を把握しながら検討を進めています。市民公募委員の募集及び応募は増えてきています。	○広く市民の意見を反映するため、市民公募委員への多数の応募をいただけるよう、発言しやすい会議運営等を目指します。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議(3名)(継続) ・男女共同参画推進懇話会(2名)(継続) 【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会(2名)(継続) 【商工観光課】 ・田原市民まつりの実行委員会に公募による実行委員を採用、また、市民提案による企画を募集し、市民の手による市民まつりを開催する。 【生涯学習課】 ・青少年問題協議会委員(4人)、社会教育委員(2人)(継続)

d. 市民活動団体等への参画要請の整理

現状	今後の取組	令和元年度の取組
----	-------	----------

○毎年度、方針・計画等の検討会議、施策推進の協議会など多数設置され、なかには多くの会議に参画する団体もあるので、これらの会議が、団体運営の負担とならないよう、代表者の負担軽減を図っています。	○施策検討への参画要請が団体の負担とならないように、目的に応じて会議の統廃合・整理を図り、特定の代表者に偏らず、委員等の男女割合にも留意します。 ○幅広い意見が把握できるよう開催形式・年間スケジュール等を改善するとともに、寄せられた意見の反映に取り組めます。 ○参加にあたっては、代表者への要請だけでなく、目的に応じた人材の依頼をし、代表者の負担軽減を図ります。	【全課室】 ・参加団体には、代表者の参加を要請するのではなく、目的に応じた人材の参加を依頼し、代表者の負担軽減を図る。(継続) 【商工観光課】 ・会議日程を調整するなど代表者の負担に配慮し、参加しやすい会議を開催します。(継続) ・検討委員会とワーキング等、代表者だけでなく目的に応じた人選となるように取組めます。(継続)
--	--	--

e. パブリックコメント制度

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○パブリックコメントの手続きに関する要綱を制定し、市役所や市ホームページで公表し、市民の意見を反映させながら、計画等を策定しています。	○日頃から市民に対して関心をひきつけ、一方的な原案の提示とならないよう、分かりやすい情報提供に努めます。	【広報秘書課】 ・令和元年度：7件（予定） ・広報紙、ケーブルテレビ、HPを通じ、広く市民に周知を呼びかける。（継続） 【企画課】 ・第4次田原市行政改革大綱の策定 【人口増企画室】 ・第2期田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定 【子育て支援課】 ・第2期子ども・子育て支援事業計画、第3期次世代育成支援行動計画 【地域福祉課】 ・自殺対策計画の策定 【商工観光課】 ・田原市観光基本計画の策定 【街づくり推進課】 ・田原市立地適正化計画 【生涯学習課】 ・社会教育施設適正化個別計画

f. 市民意見の提案制度

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市民からの意見・提案は、市役所・支所等に設置された「提言箱」、田原市ホームページ投書コーナー「市民の声」等で集められた後、関係各課に送付（定期的に部長会議で報告）され、関連施策に反映するとともに、提案者に回答しています。 ○平成21年度に制定した「市民の声」取扱要綱に基づき、公共性のある提言と回答を市ホームページで公開しています。	○現行の提案制度を充実しつつ、制度のPRを効果的に行い、より建設的な意見が寄せられるよう工夫します。	【広報秘書課】 ・提言箱、ホームページ等を通じて寄せられる市民の意見は提案者に回答するとともに事務の参考とする。寄せられた意見の概要は部長会議で報告し、市役所内で情報の共有を行う。（継続） 【図書館】 ・ 市民から図書館の中での意見を聞く館長直行便（意見箱）の設置（新規）

g. 意見交換のための会議開催

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○各分野の関係団体で構成する協議会の設置、コミュニティ協議会が主催する地域懇談会、各種団体が主催する総会等への出席により意見把握に取り組んでいます。	○会議の設置、地域懇談会等の会議への出席により、団体の個別意見及び総意の把握に努めます。	【防災対策課】 ・会議等 防災事務連絡会開催（4月）、自主防災活動推進協議会（年2回）（継続） 【企業立地推進室】 ・臨海部の立地企業で構成する田原臨海企業懇話会の事務局を担当し、会の運営を通じて様々な意見収集を実施している。また、幹線道路の渋滞問題等について議論する意見交換会を開催し、企業による課題提起や解決提言を国・県に対して実施している。（継続） 【環境政策課】 ・たはらエコガーデンシティ構想推進協議会を開催し、進捗状況の把握、課題認識、解決策の検討などを行う。（継続） ・たはらエコガーデンシティ地域協議会を開催し、各プロジェクトの実現推進を図る。（継続） ・田原菜の花エコ推進協議会を開催し、遊休農地の復元、資源循環に関する取組等の普及啓発を行う。（継続） 【廃棄物対策課】 ・田原市ごみ処理対策推進協議会を開催し、ごみの減量・再資源化等の施策を推進する方策を検討する。（継続） 【街づくり推進課】 ・田原地区まちづくり事業、福江地区まちづくり事業、赤羽根地区まちづくり事業については、市民が参加した各種協議会や委員会等において、事業実施や整備の意見交換などを行う。（継続） ・行政、各種団体などによって構成する渥美半島菜の花浪漫街道パートナーシップ会議を開催し、アクションプランの進捗状況や意見交換などを行う。（継続） 【生涯学習課】 ・子ども若者支援地域協議会において意見交換を行う（継続） 【赤羽根市民センター】 ・赤羽根地域コミュニティ連絡協議会を開催し、赤羽根地域のコミュニティ協議会長や区長との意見交換・連絡調整の場を設ける。（継続） 【地域課】 ・渥美地域総代連絡協議会を開催し、渥美地域の校区総代や自治会長との意見交換・連絡調整の場を設け、渥美地域における課題等の解決に取り組む。（継続） 【図書館】 ・年3回の図書館協議会の開催（継続） ・月1回の「図書館サポーターズおおきなかぶ」と館長・読書担当者によるミーティングの実施（継続）

h. アンケート調査

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○総合計画の実現状況を把握する市民意識調査(3年ごとに市民・団体・事業者別に実施)、各分野のアンケート調査(定期又は随時)によって、統計的に市民意識等を把握しています。	○施策実施における客観的根拠資料となるよう、アンケート等の調査方法(実施時期・対象・設問・回答方式等)を改善するとともに、回答率の向上を図ります。また、他の都市との比較や経年比較等、多様な評価と複合させ、本市の強み・弱みを把握します。	【企画課】 ・市民意識調査(市民、団体、事業者、農業者、漁業者)

(2) 行政活動における協働のあり方

a. 地域コミュニティ団体との協働(委託)

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○地域コミュニティ団体には、自主防災活動、ごみ収集場の管理、交通安全・防犯活動、広報たはら等の文書配布、福祉活動、公園・排水施設の管理等に加えて、イベントや講演会への参加や公職委員の推薦など地域関係事項について幅広く依頼し、協力を得ています。 ○市からの依頼業務が増加しており、自治会等の負担となっています。依頼業務での負担を軽減するため、基本方針を定め、あらかじめ地域に対して依頼業務や行事等の年間スケジュールを提示しています。	○市各課からの依頼事項を整理するとともに、自治会等の規模・能力に応じた依頼内容の弾力化や支援制度の充実等、負担軽減を検討します。 ○地域コミュニティ団体の抱える課題を考慮し、市からの依頼事項に取り組むことにより、地域課題も同時に解決できるように工夫します。	【防災対策課】 ・自主防災活動 防災事務連絡会、地区防災訓練実施、市総合防災訓練参加依頼、防災資機材整備、各種講座等参加依頼 等(継続) 【総務課】 ・年度初めの地域コミュニティ連合会定例理事会及び地区行政連絡会において、コミュニティ協議会及び自治会への依頼事項等の年間スケジュールを示した。(継続) 【農政課】 ・多面的機能支払事業において、地域ぐるみで行う農用地・水路、農道等の地域資源の保全管理を支援する。(継続) 【地域課】 ・災害時のため、渥美地域の排水機場運転管理委託、樋門管理委託を地元自治会等へ委託する。(継続) 【地域福祉課】 ・災害時非難行動要支援者名簿の加除を行い、5月、11月に支援を必要とする方の新しい情報を地域へ提供し、市と地域と情報の共有を行う。(継続) 【廃棄物対策課】 ・廃棄物の出し方のルール of 徹底とマナーの向上のための啓発活動等を行っていただくため、廃棄物減量等推進員を各自治会に配置し、地域の廃棄物の適正処理及び減量化を推進する。(継続)

b. 地域コミュニティ団体からの要望への対応

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○地域コミュニティ団体のもつ地域課題(生活環境の整備、諸制度の改善等)に関する要望は、地域コミュニティ連合会、代表者等による随時の申出によって行われています。 ○市の機関では、コミュニティ担当課または各事業課において、これらに対応するとともに、平成19年度からは「まちづくりアドバイザー」に連絡機能(地域の希望把握)を持たせています。	○地域コミュニティ団体の要望内容を確認・整理するとともに、一緒になって対応策や制度改善に取り組めます。また、市の機関が実施する個々の施策についても、全体の公平性等を確保しながら、その地域に即した進め方を検討します。	【防災対策課】 ・防災活動に関する相談対応(継続) 【赤羽根市民センター】 ・道路、河川等の要望(改善や補修等)、その他要望など各コミュニティ協議会長や区長から申出を受けた場合、速やかに担当部署に引継ぎます。(継続) 【総務課】 ・随時、コミュニティからの要望の把握に努め、地域の要望に即した対応を検討する。(継続) ・まちづくりアドバイザーに連絡機能を持たせ、要望等の把握を行う。(継続) 【地域課】 ・毎年、道路、河川等の要望(改善や補修等)を地区コミュニティに取りまとめをお願いし、新年度予算に反映させる。(継続) 【生涯学習課】 ・各市民館長等の要望や意見を確認・整理して様々な事業の検討を進める。(継続)

c. 特定業務の外部委託(市指定委託)

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○専門資格を要する市の業務の実施に関しては、多様化への対応や効率性を考慮し、有資格者の採用や職員の資格取得による対応から、外部委託(事業者等)による対応に切り替えています。 ○公共施設等における専門性を活かしたサービスと効率性の向上を目指して、事業者や市民活動団体による指定管理者制度を導入し、協働対象事業のリストアップを行っています。	○指定管理者制度を含む既存の委託に加え、協働対象事業について、業務内容に応じた協働の推進を図ります。	【企画課】 ・市民提案型委託制度を導入し事業募集を行う。(継続) ・市民活動支援センター運営業務を委託する。(継続) 【地域福祉課】 ・障害福祉制度及び自殺対策等の周知のための講演会や市民を交えた制度の勉強会をNPO法人の提案により委託にて実施する。(継続)

d. 市民等からの提案による協働事業(外部委託)

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○平成22年度から、市の事業について市民から広く事業提案を募る「市民提案型委託制度(テーマ提示型・自由テーマ型)」を運用しています。 ○市民に広く公募する提案型委託制度の活用が徐々に増えています	○市民・市民活動団体・事業者との協働が可能な事業について実施のあり方を研究し、市民提案型委託制度の活用等により、成果の向上を目指します。	【企画課】 ・市民提案型委託事業募集(男女共同参画啓発事業)(継続) 【図書館】 ・図書館サポーターズおおきなかぶによる図書館お誕生日会の開催(継続) ・市民提案型委託事業(紙芝居作成とデジタル化)実施(新規)

e. 様々な協働形態の導入

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市の施策の中で、市民・団体等と一緒にあって取り組まないと成果を上げられない業務等においては、協議会等を設けて調整を図っています。 ○柔軟な対応が必要となるイベント等では、市民等による実行委員会方式で実施しています。 ○田原リサイクルセンターや田原市給食センターの運営事業には、PFI手法を導入し、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図っています。	○業務内容に応じて、実行委員会方式のほか、市民等の得意分野を活かせるような協働方式の導入・維持に取り組めます。 ○PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアチブ)、PPP(パブリック・プライベート・パートナーシップ)等の行政と民間の特性・能力等を活かした方式による業務を実施します。	【街づくり推進課】 ・緑化推進委員会、たはら里山の会、NPO田原菜の花エコネットワーク等関係団体により市民緑花まつり実行委員会を組織し、市民緑花まつりを開催。(継続) 【環境政策課】 ・特定外来種であるアルゼンチンアリ防除のための対策協議会を開催し、一斉防除を行う。(継続)

(3) 市民参加・協働状況の公表

a. 協働会議への報告・一般公表

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市民・市民活動団体・事業者・行政など各主体の市民協働に関する取組は、市民協働まちづくり会議において状況を報告し合い、市民に公開しています。	○毎年、市民参加・協働状況を項目別に取りまとめ、協働会議や一般市民に公表し、参加・協働への取り組み方の検討資料として活用できるようにします。	【企画課】 ・市民協働まちづくり会議において、各主体の取組状況や意見の把握に努める。(継続)

区分2【指針その4】 市民公益活動の支援

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ④ 市民公益活動における市民協働が促進されるように取り組む。【条例第10条】
- ⑤ 市民公益活動が促進されるように、活動環境を整備する。【条例第11条】
- ⑥ 市民公益活動が促進されるように、活動情報の発信に協力する。【条例第12条第1項】
- ⑦ 市が保有する市民公益活動に必要な情報を提供する。【条例第12条第2項】
- ⑧ 市民公益活動に対し、必要に応じて、人的支援、財政的支援等を行う。【条例第13条】

(1) 活動環境の整備のあり方

a. 施設等の整備・利用改善

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市民や団体等の活動拠点として、市民館をはじめ、文化会館や運動施設等を整備するとともに、予約システムの改善、利用負担の減免等により利便性の向上、活動の活性化を図っています。 ○合併や人口減少により、重複した施設や行政目的を終えた公共施設も増加しているため、公共施設の適正化に取り組んでいます。	○公共施設の集約化や重点化、複合化等を踏まえ、公共施設のサービスの適正化を図ります。 ○公共施設の長寿命化を図るとともに、未利用施設の利活用を進めます。	【生涯学習課】 ・インターネットによる公共施設予約システムの活用(継続) ・市民館・文化会館等利用の際、共催・後援の実施(継続) ・社会教育施設適正化個別計画の策定(新規)

b. 市民公益活動の環境整備

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市民等が安心して市民公益活動に取り組めるように、市において社会貢献活動災害補償制度を設け、一定の範囲内で傷害等を補償しています。	○公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度を継続し、主催者及び参加者の傷害等に対応する体制を維持するとともに、必要に応じ、実態に即した制度内容に見直します。	【企画課】 ・公益性の高い活動については、社会貢献活動災害補償制度で活動中の事故を補償するとともに、参加者の自己責任と安心して公益活動に取り組める環境整備を明確化する。(継続) 【地域福祉課】 ・市民同士が支え合う生活ささえあいネットのサポーターにはボランティア保険料の一部を社会福祉協議会が負担し、参加しやすい環境を整備しています。(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動について、社会貢献活動災害補償制度(継続)

(2) 情報提供のあり方

a. 市民公益活動の市民等への情報提供

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○公益性の高い活動(共催・後援事業等)については、可能な範囲内で、「広報たはら」や市のホームページ、SNS等で紹介するとともに、自治会を通じた回覧・配布文書、公共施設等でのポスター掲示により、必要な情報を提供しています。 ○市民活動支援センターを媒介として、支援センターホームページ、広報たはら等で市民活動団体等の取組を紹介しています。	○市民等への市民公益活動の情報提供について、市民活動支援センターが主体となり、広報活動を行うとともに、より市民活動への期待や関心が集まるような紹介の仕方を工夫します。	【企画課】 ・市民活動支援センターは、市民協働まちづくり補助金等を活用した団体等を積極的に取材し、広報たはらやSNS等で情報を発信する。(継続) 【健康課】 ・歯科フェスティバルにて、子育てサークル活動をPRする(希望されるサークルが、チラシ配布やポスタ掲示できる)コーナーを設定。(継続) 【図書館】 ・中央図書館・渥美図書館に設置している市民活動のための掲示板や図書館ホームページ・SNSの活用(継続) 【生涯学習課】 ・公益性の高い活動(共催・後援事業等)について、可能な範囲で市のホームページ、広報たはらへの掲載をする(継続)

b. 行政情報の提供

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市で把握できる市民活動団体に有益な国県等の情報は、できる限りお知らせするようにしています。 ○市が保有する住民情報等は、個人情報保護法・条例の取扱基準に従う必要があり、現状として市民活動団体には提供していません。 ○市が保有する住民情報等については、個人情報保護法・条例の取扱基準に配慮しながら、自治会が行う住民福祉向上活動に対して、閲覧制度等を設けています。	○法の範囲で現状の閲覧制度等を維持・改善しながら、市民活動団体の活動情報や国県市などの各種支援施策の積極的な伝達や市が保有する住民情報の提供の是非を検討します。	【高齢福祉課】 ・福祉活動推進事業を実施する上で必要となる個人情報を申請に基づき提供する。(継続)

(3) 人的・財政的支援等のあり方

a. 市民公益活動への人的支援

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○人材育成に役立つ講演会・講座等の開催、市民活動支援センターによる活動相談や「まちづくりアドバイザー」の派遣等による相談業務を行っています。	○市の機関の職員等が各種団体に参加する機会をできる限り多く設け、市民等と市役所の相互理解や信頼の構築を進めるとともに、自らの見識の向上も図ります。 ○事業担当課だけでなく、全課室がさまざまな分野の市内市民活動の状況を把握し、市役所全体で連携し、市民公益活動を支援します。	【企画課】 ・市民活動支援センターにおいて、活動に関する相談を随時行う。(継続) ・市職員の公益活動、地域活動への積極的参加を呼び掛ける。(継続) 【総務課】 ・コミュニティ協議会へまちづくりアドバイザーを派遣し、相談業務を行っている。(継続)

b. 市民公益活動への財政的支援

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○地域コミュニティ団体や各分野の団体に対して、市の施策の推進に関連した補助金が支出されています。	○“市民の手”によるまちづくりを推進するため、市民協働まちづくり基金を活用した市民公募型補助事業を継続し、効果的な支援を目指します。 ○より利用しやすい補助制度とするため、募集スケジュールや申請手続き、審査方法の改善を図ります。	【企画課】 ・市民協働まちづくり補助金、新規団体・人材活動補助金により、活動経費の一部を支援している。(継続) ・チャレンジ支援補助金の創設により、若年層の市民活動への参加誘導に期待する。(継続)

c. 市民公益活動へのその他の支援

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○田原市後援等取扱要綱に基づき、市の施策に合致する市民公益活動(イベント等)については、共催または後援し、施設利用料の減免や活動のPRに取り組んでいます。	○引き続き、共催・後援等の承認を行い、優良活動表彰制度や公的認証制度の検討など市民公益活動の促進策に取り組みます。また、市民ニーズを把握し、必要となっている市民公益活動を活性化させるための支援メニューを検討します。	【企画課】 ・共催、後援の承認。(継続) 【スポーツ課】 ・共催、後援の承認。(継続)

(4) 市民間協働の支援のあり方

a. 市民間協働の促進のための支援

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市の機関は、市民公益活動における市民等の連携を進めるため、市民活動支援センターの設置や活動をPRするイベント「しみんのひろば」の開催を支援しています。	○市民公益活動における連携の意向(他の団体に対する協力要請等)や実現状況を把握するとともに、連携・協力・支援が進められるように、情報ネットワークの形成や活動・人材情報の把握・提供に取り組めます。	【企画課】 ・団体間の連携を図るため、市民活動支援センターを設置する。(継続) ・市民活動をPR等するためのイベント「しみんのひろば」を開催する支援を行う(継続)

区分3【指針その5】 地域コミュニティ活動の振興に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑨ 地域コミュニティ団体の振興策を立案・実施する。【条例第17条第1項】
- ⑩ 行政課題について、地域コミュニティ団体により集約された意見に配慮する。【条例第17条第2項】

(1) 地域コミュニティ団体の振興のあり方 ②市の機関の支援のあり方

a. 地域コミュニティ団体の振興策

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○平成18年度に策定された田原市地域コミュニティ振興計画が、平成29年度に改定され、コミュニティ担当課において連絡の調整や活動の支援が行われています。	○市は、地域コミュニティのあり方の検討、まちづくり計画の改定支援、活動拠点の充実、補助金等支援制度・委託業務の最適化など、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に努めます。 ○市は、地域コミュニティ団体が抱える課題の解決や、地域活動の担い手育成など、支援体制の構築を図ります。	【総務課】 ・地域活動や施設整備などに対する支援制度を設け、地域コミュニティ振興計画に掲げる取組の実現に対する支援を行っている。(継続) ・コミュニティ協議会へまちづくりアドバイザーを派遣し、地域コミュニティ活動の支援を行っている。(継続)

b. 地域コミュニティ団体の意見の反映

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○地域に影響の大きい市の施策は、計画・実施に際し、コミュニティ協議会や自治会を対象とした説明会を開催し、地域住民の意見を把握しながら進めています。	○市の施策において、地域への影響や関わりが大きなものについては、自治会やコミュニティ協議会等で民主的な方法で集約された地域の意見に配慮しながら進めていきます。また、市全体のまちづくりの実現に留意しつつ、まちづくり推進計画等における地域の取組方針に配慮します。	【廃棄物対策課】 ・家庭系ごみ有料化制度は、令和2年度にごみ減量の目標値を設定しており、達成できなかった場合は令和5年度以降ごみ処理手数料の見直しを検討することとなっていることから、家庭系ごみ有料化導入後のごみ量の状況と目標値の達成見込みなどの報告します。(新規)

c. 地域コミュニティ団体の認定制度

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○田原市市民協働まちづくり条例施行規則に基づいて、基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)しています。 ※認定状況(平成29年4月現在) コミュニティ協議会 20協議会 校区 6校区 自治会 4自治会	○地域コミュニティ団体の活性化の手段の一つとして、田原市市民協働まちづくり条例施行規則の規定項目について、現状を踏まえて定める基準以上の運営を行っている地域コミュニティ団体を認定(公証)します。	【総務課】 ・地域コミュニティ団体の認定制度を実施。(継続)

区分4【指針その6】 市民協働まちづくり基金の活用に関する実績

■市民協働まちづくり条例における市の機関の責務

- ⑪ 市民の連帯強化、市民公益活動の促進に財源を確保するため、基金を設置する。【条例第10条第1項】
 ⑫ 基金の運用から生ずる収益は、第1項に定める目的の経費に充てるものとする。【条例第17条第4項】

(1) 基金のあり方

a. 合併特例債積立部分の管理・運用

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○市の合併に対する国の支援として用意された手法(合併特例債による借入)を中心に原資を積み立てているため、この部分の取崩しは原則的にできません。	○原資を定期預金等で運用し、その運用益によって市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進を図っていきます。 ○経済情勢や市の財政状況に応じて、原資を含めて、まちづくりのために活用していきます。	

b. 一般寄付等による積立部分の確保・運用

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○この基金は市民等の寄付による積み立てもできるため、市民公益活動の支援財源を確保するために、寄付金の募集を市民に周知しています。	○一般寄付等によって積み立てられた原資は、取り崩して使うことも運用益を利用することも可能であるため、ニーズに応じて振り分け、活用していきます。 ○ふるさと納税における、寄付の使い道として「地域の助け合い」の応援を指定した寄付金は、地域助け合いのために運用していきます。	

(2) 基金運用益の活用のあり方

a. 市の機関が実施する関係事業への基金運用益等の充当

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○基金運用益は、市が市民活動を振興するために設置している市民活動支援センターの事業費用及び以下の各種補助制度等に活用しています。 ・平成21年度「市民協働まちづくり事業補助金」 「新規団体・人材養成活動補助金」 ・平成22年度「市民提案型委託制度」 ・平成23年度「市民活動チャレンジ支援補助金」	○毎年度の発生する基金運用益等は、設置目的(市民のネットワークの構築、地域振興及び市民公益活動の促進)に即して、まず、市民公益活動(公募)の補助経費に充当し、残額は基金の目的に即して実施される市の関係事業の財源または基金積み立てに利用します。	

b. 基金運用益等を活用した市民公益活動の支援

現状	今後の取組	令和元年度の取組
○基金の運用益を活用し、市民協働まちづくり事業補助金等を設け、市民活動を支援しています。	○市民公益活動の活性化や協働意識の向上のため、基金の運用益を活用した支援制度等を見直し、さらなる充実化を図ります。 ○市民公募型支援制度の積極的な活用が図られるよう、制度の改善や効果的な制度紹介を行うとともに、新たな市民公益活動が生まれるような方策について検討します。 ○補助採択事業で公益性の高い活動と認められた事業については、各事業担当課において個別支援制度の創設を検討します。	

市民協働まちづくり事業補助金の実績

1 制度の概要

田原市市民協働まちづくり基金の運用から生ずる収益の範囲内において、市民活動団体が提案する公益活動に対して、必要経費の一部を補助する制度。市民活動団体の自立を支援するため、応募回数は同一事業で3年を限度としている。

2 年度別申請実績

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
応募件数	5事業	7事業 (採択5事業)	5事業 (採択4事業)
補助要望額	495,000 円	964,000 円	396,000 円
交付決定額	495,000 円	664,000 円	347,000 円
補助確定額	445,000 円	607,000 円	347,000 円
その他	1事業辞退	○応募団体のうち1団体が 同一事業で3年目の応募 (※応募は3年限度) ○応募団体5団体のうち3 団体を採択(予算の範囲内) ※少額事業は全採択	○応募団体のうち1団体か らの事業は、要件が整わず 不採択(少額事業)
予算額	1,000 千円	900 千円	1,300 千円

	平成28年度	平成29年度	平成30年度
応募件数	4事業	6事業	5事業
補助要望額	328,000 円	717,000 円	534,000 円
交付決定額	328,000 円	717,000 円	534,000 円
補助確定額	328,000 円	717,000 円	307,000 円
その他			1事業中止
予算額	1,300 千円	750 千円	750 千円

平成29年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
田原リレーマラソン 実行委員会	第4回田原リレーマラソン大会	第3回田原リレーマラソン大会の開催。 人が人を誘い合い参加する場所。参加した人同士の出会いや 再会の場所。この渥美半島田原市に住む人達の繋がりや絆 が、よりぐっと強くなる場所を作りたいという思いを実現するた め、ハーフリレーマラソン大会を開催。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
たはらサンドアート 実行委員会	たはらサンドアートフェスティバル (障害者人権擁護推進事業)	たはらサンドアートフェスティバルは、田原市の素晴らしい資源 を有効活用し、障がい児が活躍できる場を提供する。サンドア ートを作ることで、障がい児に団体行動の大切さや、チームで 目標を達成する事の楽しさを体験することを目的とする。	200,000 円	200,000 円	200,000 円
渥美半島環境活動 協議会	未来につなぐ渥美半島の環境を 考えるためのプログラム	講演会やフォーラムを開催し、渥美半島の豊かな自然を守 り、活かし、つないでいくために地域のよさを共有し、渥 美半島の魅力を高めるために何ができるか考える。	170,000 円	170,000 円	170,000 円
藤七原の宝守り育 てる会	「地域の大切な資源を守る交流 会」	高齢化の進展により、農業に担い手が減少し、藤七原地域の 田園風景、自然が失われつつある。農業を続けることで資源 (農地、里山、水、蛸)や環境を守る仕組みづくりを考える。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
大草の歴史と文化 を学ぶ会	大草の歴史と文化を保存・継承 する事業	地域の歴史や文化を学び、研修を深め次世代へ伝える ため、史跡の整備・保存を進める。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
田原市図書館サポ ーターズ・おおきな かぶ	「おはなし・お話・おはなしの会」	地域に伝わる昔話を語り継ぐため、記録に残し、またそ ののための勉強会をする。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
合計			717,000 円	717,000 円	717,000 円

平成30年度市民協働まちづくり事業補助金【確定】

提案団体	事業名	事業内容	要望額	交付決定額	確定額
たはらサンドアート 実行委員会	たはらサンドアートフェスティバル (障害者人権擁護推進事業)	たはらサンドアートフェスティバルは、田原市の素晴らしい資源を有効活用し、障がい児が活躍できる場を提供する。サンドアートをすることで、障がい児に団体行動の大切さや、チームで目標を達成する事の楽しさを体験することを目的とする。	200,000 円	200,000 円	0 円
渥美半島環境活動 協議会	未来につなぐ渥美半島の環境を 考えるためのプログラム	講演会やフォーラムを開催し、渥美半島の豊かな自然を守り、活かし、つないでいくために地域のよさを共有し、渥美半島の魅力を高めるために何ができるか考える。	187,000 円	187,000 円	161,000 円
藤七原の宝守り育 てる会	「地域の大切な資源を守る交流 会」	高齢化の進展により、農業に担い手が減少し、藤七原地域の田園風景、自然が失われつつある。農業を続けることで資源（農地、里山、水、蛭）や環境を守る仕組みづくりを考える。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
大草の歴史と文化 を学ぶ会	大草の歴史と文化を保存・継承 する事業	地域の歴史や文化を学び、研修を深め次世代へ伝えるため、史跡の整備・保存を進める。	49,000 円	49,000 円	48,000 円
大草夏まつり実行 委員会	大草夏祭り復活事業	夏祭を復活させることで、大草地域の活性化を図り、校区若者の定住化および若者同士の親睦を図るとともに、地域住民同士の交流の場や地域活動を行う。また、大草出身者や大草の関係者が集う機会をつくることにより、まちづくりを引っ張る若者のネットワークを広げる。	49,000 円	49,000 円	49,000 円
合計			534,000 円	534,000 円	307,000 円

市民協働まちづくり事業補助金の状況報告

1 令和元年度の募集概要

○少額事業（補助対象経費 10 万円未満）の継続実施

- ・募集期間を設けず、随時募集を行い、予算の範囲内で先着順とする。
- ・選考は、提出された申請書類の審査と、それに基づき事業担当課へのヒアリングを実施する。公開審査は実施しない。

（１）補助額 5 万円以上 20 万円以下（補助対象経費 10 万円以上）の事業

A 一般事業

予算総額	60 万円（上限 20 万円×3 事業）
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
募集時期	平成 31 年 2 月 15 日（木）～3 月 15 日（木）
選考方法	・書類審査、公開審査会を実施 公開審査会 平成 31 年 3 月 26 日（火）開催
交付決定	平成 31 年 3 月下旬
事業報告	令和 2 年 3 月頃

B 市民活動団体交流事業

予算総額	20 万円（上限 20 万円×1 事業）
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
募集時期	令和元年 5 月 7 日（火）～6 月 28 日（金）
選考方法	書類審査、公開審査会を実施
交付決定	令和元年 7 月上旬
事業報告	令和 2 年 3 月頃

（２）補助額 5 万円未満（補助対象経費 10 万円未満）の事業

予算総額	15 万円（上限 49,000 円×見込み件数 3 事業）
補助率	補助対象経費の 2 分の 1 以内
募集時期	平成 31 年 2 月 15 日（金）～令和 2 年 1 月 31 日（金）まで 随時募集（予算の範囲内で先着順とする。）
選考方法	・書類審査 ・事業担当課へのヒアリング
交付決定	審査結果通知の後、約 1 週間後
事業報告	令和 2 年 3 月頃 （補助額 5 万円以上 20 万円以下の事業と同様に実施。）

2 応募状況（R1.6.17 現在）

（１）補助額５万円以上２０万円以下（補助対象経費２０万円以上）の事業

A 一般事業

団体名・「事業名」	事業概要等
たはらサンドアート実行委員会 「たはらサンドアートフェスティバル」	田原市の「美しい砂と海」という資源を有効活用し、障がい児が活躍できる場を提供し、障がい児に団体行動の大切さやチームで目標を達成することの楽しさを体験してもらう事を目的とする。障がいのある人に関わる機会の少ない人たちが、この事業を通して交流を深め偏見を無くし、理解や意識が高まると考える。 【事業費】 786,200 円 【交付決定額】 200,000 円 【事業担当課】 地域福祉課
渥美半島環境活動協議会 「未来につなぐ渥美半島の環境を考えるためのプログラム」	渥美半島の豊かな自然を守り、活かし、つないでいくために地域のよさを共有し、渥美半島の魅力をより高めるために何ができるか考えるために、渥美半島の環境についておしえてもらう講演会、ともに考えるための若者ミーティング、そして渥美半島で生きる人たちとつながるためのフォーラムを開催して、渥美半島の豊かな環境を未来につないでいくことができるようにしたい。 【事業費】 385,300 円 【交付決定額】 172,000 円 【事業担当課】 環境政策課
凧の学校・はやぶさ 「田原凧の後継者育成事業」	田原凧の後継者育成及び田原凧の文化継承を目的に、田原凧の操作の凧授業、凧づくり教室を経て、田原凧合戦参加・豊橋・細江凧揚げ大会参加を目指します。 【事業費】 547,500 円 【交付決定額】 200,000 円 【事業担当課】 文化財課

B 市民活動団体交流事業（※R1 年 6 月末まで募集）

（２）補助額５万円未満（補助対象経費１０万円未満）の事業

応募団体なし

市民活動チャレンジ支援補助金の実績と状況報告

市民活動の担い手を増やし、地域活性化につなげることを目的として、青年層の市民による公益活動への支援を目的とする補助金。

1 制度の概要

若年層（概ね18～40歳）の市民5人以上で構成される団体の実施する①～③のどれにもあてはまる事業を支援するもので、若者が公益活動にチャレンジし、楽しみながらまちづくりに取り組めることを期待するもの。

- ① 田原市のまちの活性化に向けて行われる公共性が期待される事業
- ② 市内で実施される事業または市民に対して実施される事業
- ③ 事業の計画や効果及び収支計画が明確な事業

2 令和元年度の募集概要

- (1) 補助額 補助対象経費の2分の1（上限100,000円）
- (2) 予算額 200,000円
- (3) 募集期間 平成31年2月15日（金）～令和2年1月31日（金）
- (4) 審査 書類審査、事業担当課へのヒアリング

3 応募状況（R1.6.17現在）

○応募団体なし

4 平成30年度の実績

団体名	事業概要
里海ビーチクリーン・スナメリの会	事業名：「里海ビーチクリーン ～海に戻すな 大量のごみを～」 【事業費】203,000円 【交付確定額】100,000円 【事業担当課】維持管理課

5 制度創設時からの実績

年度	団体名	事業名	事業費	補助額
H26	田原リレーマラソン実行委員会	「第1回田原リレーマラソン大会」	360,779円	100,000円
	渥美青年経済研究会	「西のハトバデーナイト in 伊良湖」	466,645円	100,000円
H27	NPOキラキラこども農園ネット	「キラキラこども農園：自然とのふれあい事業」	205,347円	100,000円
	アオイトリ	「ライフ イズ ジャーニー」	265,519円	100,000円
H28	応募団体なし			
H29	大草夏まつり実行委員会	「大草夏祭り復活事業」	210,000円	100,000円

新規団体・人材養成活動補助金の実績と状況報告

新規市民活動団体や人材育成などを支援することにより、市民公益活動に参加する市民の裾野を拡大するとともに、市民参加や活動の担い手づくりを促進することを目的とする補助金。

新規団体活動補助金

1 制度の概要

仲間を募って新たに始めようとする市民公益活動の経費を支援するもので、活動初期の取り組みを支援する制度。少額ながら全額補助（上限 5 万円）し、市民活動を始めるきっかけづくりとなることを期待する。

2 令和元年度の募集概要

- (1) 補助額 補助対象経費の 10 分の 10（上限 50,000 円）
- (2) 予算額 100,000 円
- (3) 募集期間 一次募集 平成 31 年 2 月 15 日（金）～平成 31 年 3 月 15 日（金）
二次募集 令和元年 5 月 15 日（水）～令和 2 年 1 月 31 日（金）
- (4) 審査 書類審査、事業担当課へのヒアリング

3 応募状況（R1.6.17 現在）

団体名	事業概要
田原みんなの学校	事業名：「子どもの健全育成のための環境づくり」 【事業費】 250,000 円 【交付決定額】 50,000 円 【事業担当課】 学校教育課

4 平成 30 年度の実績

団体名	事業概要
田原井戸端会議事務局	事業名：「たはら de で子育て井戸端会議～イドバ～」 【事業費】 50,000 円 【交付決定額】 50,000 円 【事業担当課】 子育て支援課
I DOBATA@c a f e (交付辞退)	事業名：「介護の I DOBATA@c a f e」 【事業費】 58,000 円 【交付決定額】 50,000 円 【事業担当課】 高齢福祉課

5 制度創設時からの実績

年度	団体名	事業名	事業費	補助額
H22	東友クラブ趣味の会	蔵王団地の健康・福祉の増進	30,160 円	30,000 円
H23	衣笠里山に親しむ会	学習の森メイクアッププロジェクト	33,070 円	30,000 円
H24	みどりの会	傾聴ボランティア	44,800 円	30,000 円
H25	はっぴい mini ちゃんねる	「けーちゃんの子どもって存在がもっともっと愛おしくってたまらなくなるお話し」 in 田原	89,000 円	30,000 円
	NPO木遊びまごまごネット	子どもの健全育成を図る事業	46,271 円	30,000 円
	はらぺこ Mommys	英語による絵本の読み聞かせを始めとする英語普及活動	29,741 円	29,000 円
H27	田原アレルギーっ子の会	「みんなで知ろう 幼児の食物アレルギー」講演会	50,347 円	50,000 円
	整理収納 東三河ネットワーク	「整理収納で幸せになる！」お片づけ講座	50,347 円	50,000 円
H28	藤七原の宝守り育てる会	「地域の大切な資源を守る」交流会	62,972 円	50,000 円
	スマイルの会	「来るべき大震災に備えて」	59,104 円	50,000 円
H29	ふくえ de Night 実行委員会	「第1回ふくえ de Night」	150,000 円	50,000 円
	おりがみ紙芝居読み聞かせはまなすの会	「シニアと子どものふれあい〜おりがみ紙芝居読み聞かせ事業	50,000 円	40,000 円

人材養成活動補助金

1 制度の概要

市民協働によるまちづくりを担う人材を育成するため、専門的な知識・手法等を習得するための講座・研修等の受講に係る経費を負担する「講座・研修枠」と、「田原市まち・ひと・しごと創生総合戦略アクションプラン」に定める具体的な事業の推進に寄与する取組の立案を目的とした先進事例の調査・研究に係る経費を負担する「先進事例視察枠」の2つに分けられる。先進事例視察枠は平成30年度から新設された。旅費や需用費等を一定額までを全額補助し、それを超える部分は補助率1/2で支援することにより、市民公益活動の進展を期待する。

2 令和元年度の募集概要

講座・研修枠

- (1) 補助額 事業費の全額または一部（上限3万円）
※1団体あたり年間3人以内、1人1回限り
- (2) 予算額 60,000円
- (3) 募集期間 平成31年2月15日（金）～令和2年1月31日（金）
- (4) 審査 書類審査、事業担当課へのヒアリング

先進事例視察枠

- (1) 補助額 事業費の全額または一部（上限3万円）
※1団体あたり4人以内で年間1回限り、1人1回限り
- (2) 予算額 120,000円
- (3) 募集期間 平成31年2月15日（金）～令和2年1月31日（金）
- (4) 審査 書類審査、プレゼンテーション審査

3 応募状況（R1.6.17現在）

○応募団体なし

4 平成29年度の実績

団体名	特定非営利活動法人渥美半島ハイキングクラブ
受講講座等の概要	名称：愛知岐阜三重環境活動情報交流会2017 豊かな自然生かすネットワーク！in三重・北勢 会場：じばさん三重 主催：NPO法人地域の未来・支援センター
受講日	平成29年9月16日
事業費	6,828円（交通費、参加費）
補助額	3,820円
団体名	ASTC
受講講座等の概要	名称：BOK-KENあいち講習会 会場：ウィルあいち（名古屋市東区） 主催：愛知県警察
受講日	平成29年11月13日
事業費	3,260円（交通費）
補助額	3,260円

5 創設時からの実績

年度	団体名	講座等名称	事業費	補助額
H22	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成22年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修	16,700 円	16,700 円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	1%支援フォーラム 2010	4,020 円	4,020 円
	NPO法人ピースハウス	平成22年度愛知県サービス管理責任者研修	9,540 円	9,540 円
	女性会議ウィットWIT	講座「リプロダクティブヘルスを考える」	2,920 円	2,920 円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム 15 アートブリュット・ジャポネ凱旋展	16,490 円	15,990 円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム 15 ねじれ国会だからできる事がある！	23,990 円	23,490 円
H23	田原市ビーチバレー協会	平成23年度愛知県スポーツ指導者研修会（後期）	5,960 円	2,980 円
	田原市健康づくりリーダー連絡協議会	平成23年度愛知県健康づくりリーダー再教育研修	16,700 円	16,700 円
	東友クラブ趣味の会	愛知県健康づくりリーダーバンク登録研修会	26,720 円	26,720 円
	女性会議ウィットWIT	“人間と性”教育研究協議会	4,780 円	4,780 円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	相互支援コミュニティ形成事業研究会	4,120 円	4,120 円
	環境ボランティアサークル亀の子隊	NPO法人海に学ぶ体験協議会フォーラム、自然体験活動指導者養成講座	15,855 円	15,750 円
	NPO法人うたた	アメニティフォーラム 16	29,990 円	29,735 円
H24	OHPたはら	平成24年度愛知県要約筆記奉仕員養成講習会（応用過程）	12,890 円	12,890 円
	人づくりネットワーク メリーゴーランド	子ども若者育成支援推進事業 やんちゃ和尚講演会	2,520 円	2,520 円
H25	地域みらいの会	平成25年度女性教育指導者研修会	15,900 円	15,900 円
	あつみNPOネットワーク	平成25年度女性教育指導者研修会	9,540 円	9,540 円
	人づくりネットワーク メリーゴーランド	登校拒否・不登校を考える夏の全国大会2013in 関西	39,900 円	19,950 円
	女性会議ウィットWIT	人間と性教育研究協議会全国夏期セミナー近畿大会	38,540 円	21,270 円

	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	環境市民活動助成金セミナー	3,020 円	3,020 円
	あつみロビーコンサート運営スタッフ会	平成25年度文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」補助事業	40,720 円	16,260 円
	NPO法人うたた	アメニティーフォーラム18	47,020 円	25,960 円
H26	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	情報交流会2015 ネットワークをデザインしよう！	3,560 円	3,560 円
H27	特定非営利活動法人たはら広場	絵本を楽しむよみっこの会／絵本選び	59,460 円	30,000 円
	女性会議ウィット	第12回全国女性史研究交流のつどい in 岩手	66,420 円	30,000 円
	あつみNPOネットワーク	第12回全国女性史研究交流のつどい in 岩手	66,650 円	30,000 円
	まなびの会	第12回全国女性史研究交流のつどい in 岩手	66,420 円	30,000 円
	NP法人渥美半島ハイキングクラブ	中高年安全登山指導者講習会	37,067 円	30,000 円
H28	田原市聴覚障害者協会	平成28年度愛知県手話奉仕員担当講師連続講座	36,540 円	30,000 円
	手話サークル とまと	平成28年度愛知県手話奉仕員担当講師連続講座	36,540 円	30,000 円
	NPO法人渥美半島ハイキングクラブ	愛知岐阜三重環境活動情報交流会2016 豊かな自然生かすネットワーク！ in 揖斐川流域	15,140 円	11,070 円
	人づくりネットワーク メリーゴーランド	休むのは子どもの権利 ～「不登校案」考える～	3,620 円	3,620 円
H29	特定非営利活動法人渥美半島ハイキングクラブ	愛知岐阜三重環境活動情報交流会2017	6,828 円	3,820 円
	A S T C	B O K - K E N あいち講習会	3,260 円	3,260 円

市民提案型委託制度の実績と状況報告

1 制度の概要

市が実施すべき管理事業や市民サービス等において、市民から事業提案いただくことにより、より市民目線で柔軟な事業展開ができることを目的とする。市と市民活動団体が委託契約を結び、事業実施する協働制度。

テーマ提示型	市が提示する特定のテーマに対して、市民活動団体から企画、実施に至るまでの事業を募集する。
自由テーマ型	市民活動団体の専門性を生かし、市の施策推進が期待される事業を自由な発想で提案していただく。

2 令和元年度の募集概要

【テーマ提示型】

- (1) 募集テーマ 男女共同参画啓発事業
- (2) 委託費 13万円（上限）
- (3) 募集期間 平成31年4月1日（月）～令和元年7月31日（水）
- (4) 審査会 令和元年8月中旬

【自由テーマ型】

- (1) 募集テーマ 自由
- (2) 委託費 100万円（上限）
- (3) 募集期間 平成31年4月1日（月）～令和元年7月31日（水）
- (4) 審査会 令和元年8月中旬

3 平成30年度の実績

【テーマ提示型】

- ・男女共同参画啓発事業
採択事業なし

【自由テーマ型】

1	提案団体	特定非営利活動法人たはら広場
	事業名	『田原のむかし～伝え続ける人々～』
	提案事業	「紙芝居・前日物語～終戦1日前の米軍渥美線機銃掃射事件～」の広がりをまとめる。さらにこの事実を分りやすく紙芝居にした彦坂昭市氏と共に、事件報告のひろがりを継続実現させている。この紙芝居作品をさらにわかりやすい言葉で再編集し、田原市全小中学校に配布。 第2弾として、田原市でただ一人の児童文学者・山田もと氏の作品の再編集を試みる。（2002年は山田氏生誕100年）
	事業費	350,000円（予定）

2019年度 市民提案型委託事業【テーマ提示型】

応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体の柔軟な発想で提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施することによるコストの縮減や、市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。

1 募集するテーマ

【男女共同参画啓発事業】

(1) 事業内容

男女共同参画の意識を市民に広く啓発するための講座の企画及び開催やパンフレットの作成

《例》

- ・子どもや若者を対象とした男女共同参画に関する初級講座の開催
- ・あらゆる世代へ男女共同参画の意識を啓発する講座の開催
- ・地域活動へ女性の参画を促すためのパンフレットの作成
- ・防災分野での女性参画の仕組みを考えるワークショップの開催 等

(2) 事業費

13万円（上限）

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 市が定めるテーマに合致している事業
- (2) 主に市内で実施される事業
- (3) 2020年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

- (1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業
- (2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する

公職をいう。以下同じ。)の候補者(当該候補者になろうとする者を含む。)
若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対
することを目的とする事業

- (5) 公序良俗に反する事業
- (6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (7) 他の制度の補助金等の交付を受ける事業
- (8) その他、田原市が対象として不適当と認められる事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付(氏名・住所・電話番号を記載)
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体
- (3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体
- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書(様式第1号)
- (2) 団体概要説明書(様式第2号)
- (3) 業務内訳書(様式第3号)
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿(氏名・住所・電話番号を記載)
- (6) 団体収支決算書(直近のもの)

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか ・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	・提案募集テーマに対して的確な事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか ・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか
実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか ・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 提案募集

2019年4月1日（月）～7月31日（水）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参または郵送

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
田原市役所企画部企画課 宛

10 募集から事業完了までのスケジュール

- (1) 募集期間（4月1日（月）～7月31日（水））
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（8月中旬）
※委託候補団体決定
- (3) 担当課と委託候補団体の協議（8月下旬）
- (4) 契約の締結（8月下旬）
- (5) 事業実施（契約日～翌2月末）
- (6) 実績報告書の提出

(7) 委託料の支払い

1 1 その他

- (1) 契約時の仕様書に記載した内容を達成できないときは、支払額の全額または一部を返還していただきます。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、市と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公開することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

2019年度 市民提案型委託事業【自由テーマ型】

応募要領

この制度は、市が取り組むべき地域課題の解消に資する事業について、市民活動団体から自由に提案していただき、提案者と市が委託契約を結んで実施するものです。コストの縮減や市民目線での事業展開による効果の広がりを図ることを目的としています。提案された事業の担当課と協議を行い、予算化された場合、2020年度に事業実施します。

1 募集する提案事業

(1) 事業内容

市民活動団体が自由な発想で考えた事業で、市の施策推進が期待できるもの。

(2) 事業費

100万円（上限）

2 対象となる事業

対象となる事業は、次のいずれにも該当する事業とします。

(1) 市の施策を推進する事業

(2) 主に市内で実施される事業

(3) 契約の日（2020年4月以降）から2021年2月末までに完了する事業

3 対象とならない事業

対象となる事業であっても、以下のいずれかに該当する事業は対象としません。

(1) 専ら直接的に利潤を追求することを目的とする事業

(2) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを目的とする事業

(3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とする事業

(4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業

(5) 公序良俗に反する事業

(6) 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

(7) 他の制度から補助金等の交付を受ける事業

(8) その他、田原市が対象として不適当と認める事業

4 提案できる団体の要件

提案できる団体の要件は、市民公益活動を行おうとする市民活動団体で、次の全ての要件に該当する団体とします。

- (1) 5人以上で構成されている団体 ※名簿添付（氏名・住所・電話番号を記載）
- (2) 市内に事務所等の拠点があり、主として市内で市民公益活動を行う団体

(3) 提案時に記載した事業を予定どおり遂行できる団体

- (4) 適切な会計処理が行われている又は行われる見込みがある団体

※提案団体の要件の有無にかかわらず、次の団体は応募できません。

- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律に規定する処分を受けている団体
又はその構成員の統制下にある団体
- ・政治活動や宗教上の教義を広める活動を主たる目的とする団体
- ・公序良俗に反する団体

5 提出書類

- (1) 市民提案型委託事業企画書（様式第1号）
- (2) 団体概要説明書（様式第2号）
- (3) 業務内訳書（様式第3号）
- (4) 定款、規約、会則その他これらに準ずるもの
- (5) 団体構成員の名簿（氏名・住所・電話番号を記載）
- (6) 団体収支決算書（直近のもの）

※新しく設立した団体は、直近の収支決算書の代わりに、団体または団体構成員の市民活動実績に関する資料を添付することができます。詳細については、事前にご相談ください。

6 選考方法

提案事業の選考は、次の評価項目の観点から書類審査及び事業担当課へのプレゼンテーションを実施し、市が審査します。

評価項目	評価の着眼点
公共性 公共的価値 問題意識	・多くの市民等に波及、貢献する公共的事業であるか ・地域の課題を的確に把握しているか
的確性 企画の確実性 専門性	・市の施策を推進する事業であるか ・事業の企画が適切で精度の高いものであるか ・団体の能力や専門性が活かされる事業であるか

実行性 計画の実行性 遂行能力	・団体の活動経験、事業実施体制、スケジュール等は妥当であるか ・団体の事業を遂行する能力は妥当であるか
費用対効果 妥当性 効率性	・業務内訳書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか ・課題に対する費用対効果は妥当であるか

7 募集期間

2019年4月1日（月）～7月31日（水）午後5時まで ※必着

8 応募方法

直接持参または郵送

9 提出先

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
 田原市役所企画部企画課 宛

10 事業化までのスケジュール

- (1) 募集期間（4月1日（月）～7月31日（水））
- (2) 事業担当課へのプレゼンテーション審査（8月中旬）
- (3) 事業担当課と委託候補団体による個別協議、調整（9月上旬）
- (4) 事業化の決定（2020年3月）
- (5) 予算措置（2020年度予算）
 ※予算編成の都合上、事業費削減、翌年度へ繰り延べなどの場合があります。
- (6) 契約の締結（2020年4月以降）
- (7) 事業実施（契約日～2021年2月末）
- (8) 実績報告書の提出
- (9) 委託料の支払い

11 その他

- (1) 同一年度の事業提案は1団体につき、1事業とします。
- (2) 事業内容や委託金額を修正することを条件に採用する場合や、事業担当課と受託団体との協議により企画案の一部を修正していただく場合があります。
- (3) 事業担当課と協働候補者において協議を行い、調整が整った場合においても、予算化を約束するものではありません。予算の決定は市議会における予算案の審議により決定されます。事業規模の縮小、事業の繰り延べなどの場合があります。
- (4) 提案内容、団体の名称及び連絡先などについては、広報紙や市ホームページ等で公

開することがありますので、あらかじめご了承ください。

1 2 問合せ先

田原市役所企画部企画課協働係

〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1

電話：0531-23-3507 FAX：0531-23-0669

Eメール：kyoudou@city.tahara.aichi.jp

1 制度の概要 ※別紙チラシのとおり

市内に活動の拠点を置く市民活動団体が行う公益活動（社会貢献活動）中における万一の事故（傷害・損害賠償責任）に備え、企画課が加入している保険。

2 適用件数

年度	傷害事故（件）		賠償責任事故（件）	
22	39	半数がスポーツサークル	3	すべて地域コミュニティ団体
※制度見直し（対象活動を「社会貢献活動」に限定）				
23	18	ほとんど地域コミュニティ団体	3	すべて地域コミュニティ団体
24	22	〃	5	〃
25	10	〃	2	〃
26	18	〃	0	—
27	8	〃	4	すべて地域コミュニティ団体
28	18	〃	6	ほとんど地域コミュニティ団体
29	12	すべて地域コミュニティ団体	0	—
30	15	ほとんど地域コミュニティ団体	0	—

3 留意事項

①対象団体

- ・市内に活動拠点を置き、5人以上で構成された市が認めた団体
 - ・規約等に基づき継続的に活動し、責任者が明確になっている団体
- ※市外居住者が構成員の過半数を占めるものを除く

詳細は別表1のとおり

②対象活動

- ・対象団体であっても、社会貢献活動と認められない活動は対象外。
例）営利・宗教・政治活動、学校または企業の管理下で行う活動、委託金や報酬を得て行う業務、役員の親睦・慰労行事、自己啓発・自己研鑽・健康増進・技術向上の練習 など
- ・地域コミュニティ団体であっても、対象外の活動がある。
例1）神社活動（神事や神社のみの整備など）
例2）多面的機能保全活動 ※道路・河川・水路等、公共的施設の美化活動は対象

◆各課で、所管する対象団体へ適切に周知及び指導をお願いします。

☆本制度の要綱、チラシ、報告書様式は、[YYnfsjyoY0011共有1Y【社会貢献活動災害補償制度】](#)にあり。

別表1

対象団体		区分	所管課
地域コミュニティ団体（コミュニティ協議会、校区、自治会連合組織、地区自治会等）として市が把握している団体 【自主防災会を含む】		ア	総務課 防災対策課 子育て支援課
社会福祉協議会が事務局を担当している団体		ア・イ・ウ エ・オ・カ	地域福祉課・高齢福祉課（社会福祉協議会）
ボランティアセンター登録団体		オ	
奨励花壇管理団体		ア	街づくり推進課
アダプトプログラム登録団体		ア	維持管理課
田原市体育協会	※登録団体、単位団体を含む	イ	スポーツ課
田原市文化協会		イ	生涯学習課
田原市スポーツ少年団		イ	スポーツ課

1. 市が事務局を担当している団体（事業者関係団体を除く）			
	田原市東部太平洋岸総合整備促進協議会	ア	企画課
	谷ノ口総合整備促進協議会	ア	企画課
	田原市交通安全推進協議会	ア	総務課
	田原市安心安全なまちづくり推進協議会	ア	総務課
	田原市アルゼンチンアリ対策協議会	ア	環境政策課
	田原を美しくする会	ア	廃棄物対策課
	田原市赤十字奉仕団	ア	地域福祉課
	たはら里山の会	ア	街づくり推進課
	託児ボランティア	ア	生涯学習課
	田原市少年少女発明クラブ	イ	
	田原市青少年健全育成推進協議会	ウ	
	トライアスロン伊良湖大会実行委員会	イ	スポーツ課
	田原市防火協会	ア	予防課
	田原市女性防火クラブ	ア	
2. 市が社会貢献活動団体として補助金を交付している団体			
	市民協働まちづくり事業補助金採択団体	オ	企画課
	新規団体・人材養成活動補助金採択団体	オ	
	市民活動チャレンジ支援補助金採択団体	オ	
	田原市アルゼンチンアリ対策協議会（再掲）	ア	環境政策課
	各子ども会	イ	生涯学習課
3. 社会貢献活動団体として企画課長が特に認める団体			
	男女共同参画フェスティバル参加団体	カ	企画課
	たはら市民劇団「だもん de」	カ	
	しみんのひろば参加団体	カ	
	市民提案型委託事業委託団体	カ	
	市民活動団体登録制度登録団体	ア	
	田原市民活動支援センター運営業務委託団体	カ	
	衣笠子ども見守り隊	ア	総務課
	大久保見守り隊	ア	
	六連子ども見守り隊	ア	
	神戸校区ながら見守り隊	ア	
	いずみ見守り隊	ア	
	大草校区子ども安全見守り隊	ア	
	A S T C（青色パトロール隊）	ア	
	田原キッズパトロール隊	ア	
	田原キッズパトロール隊「六連校区方面隊」	ア	
	田原キッズパトロール隊「田原東部校区方面隊」	ア	
	田原キッズパトロール隊「高松校区方面隊」	ア	
	田原キッズパトロール（中山）	ア	
	高松校区自主防犯パトロール隊	ア	
	亀山小校区防犯パトロール隊	ア	
	清田小スクールガード	ア	
	泉小スクールガード	ア	
	和地区見守り隊	ア	
	安全波乗隊	ア	
	おりがみ紙芝居読み聞かせ はまなすの会	エ	子育て支援課
	ひまわりサークル	エ	
	子育て安心見守り隊	エ	健康課

食生活改善健康づくり会	エ	健康課
ベジエール渥美	カ	農政課
渥美半島観光ボランティアガイドの会	オ	商工観光課
ふるさとボランティアガイドたはらの風	オ	
田原市民まつり推進協議会	オ	
渥美半島ハーブの会	ア	学校教育課
NPO田原しみん震災支援ネット	ア・オ	
A S T C（青色パトロール隊）（再掲）	ア・ウ	
たらめ会	ア	
たはら里山の会（再掲）	ア	
山遊里	ア	
赤十字奉仕団（再掲）	ア	
スマイルの会	ア	
田原みんなの学校	イ	
A S T C（青色パトロール隊）（再掲）	ウ	生涯学習課
あつみロビーコンサート運営スタッフ会	イ	
図書館フレンズ田原	イ	中央図書館
くぬぎの会	イ	
赤羽根えほんの会	イ	
おはなし手のひらの会	イ	
福江高校読み聞かせボランティア	イ	
すくすくタイムボランティア	イ	
元気はいたつ便ボランティア	エ	
サニースポット	エ	

※ 1～3は各課報告分で、ボランティアセンター登録団体との重複あり
区分は別表2のとおり

別表2

区分	社会貢献活動の内容
ア	地域社会貢献活動（交通安全、防犯、防火、防災、清掃、資源ゴミ回収、環境衛生、環境保全、情報伝達及びコミュニティ等の活動）
イ	社会教育活動（体育、レクリエーション及び文化等の活動）
ウ	青少年健全育成活動（青少年非行防止、青少年保護等の活動）
エ	社会福祉活動（児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉等の活動）
オ	社会奉仕活動（その他の社会奉仕活動）
カ	行政活動への協力（市が指定する場合に限る）

社会貢献活動災害補償制度

田原市社会貢献活動災害補償制度とは

田原市市民協働まちづくり条例の施行に伴い、市民活動団体による市民公益活動に取り組みやすい環境を整える市の責務が明確化されました。市では市民公益活動（社会貢献活動）中の万一の事故に対して、田原市社会貢献活動災害補償制度により、一定額の補償を準備し、活動者又はその指導者が安心して活動していただくことにより、市民協働のまちづくりの促進を図ります。

補償対象となる団体

市内に活動拠点を置く5人以上で構成する市が認めた団体（地域コミュニティ、体育協会、文化協会、市や社会福祉協議会が事務局を担う団体など 詳しくは企画課へお問合せください。）で、継続的に活動し、その責任者が明確になっている団体。※市外居住者が構成員の過半数を占める団体を除く。

補償対象となる活動

補償対象団体が自主的に取り組む社会貢献活動で、計画的、継続的又は臨時的な直接的活動です。

地域社会活動	交通安全、防犯、防災、清掃、美化、環境保全、その他コミュニティ活動など
社会教育活動	体育、レクリエーション及び文化の活動のうち社会貢献となる活動
青少年健全育成活動	青少年非行防止、青少年保護の活動など
社会福祉活動	その他の奉仕活動
行政活動への協力	行政が行う事業等への協力 ※市が指定する場合に限る

※ 平成23年度より社会貢献性の認められない活動中の事故は補償の対象外です。裏面参照

補償の内容

傷害補償 社会貢献活動中に発生した急激かつ偶然な事故で、活動者が死亡または負傷した場合に一定額の保険金が支払われます。

区 分	補 償 内 容
死亡補償	1人 500万円
後遺障害	1人 15万円～500万円
入院補償	5,000円／日（180日以内）
通院補償	3,000円／日（180日以内で90日を限度）
※平成23年度より食中毒による事故も対象となります。	

◆補償金支払いの対象とならない事故例◆

- 故意、自殺、犯罪行為による事故
- 地震や津波などによって生じた事故
- 指導者等や参加者の無資格運転や酒酔い運転による事故
- 指導者等や参加者の脳疾患、疾病又は心身喪失により生じた事故
- 他覚症状の無いむち打ち症や腰痛

賠償責任補償 社会貢献活動中の活動者の過失により被害者の生命・身体・財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の賠償責任を負うとき、賠償額の範囲内で保険金が支払われます。※示談については、事前に内容について保険会社の了承が必要です。

区 分	補 償 内 容
身体賠償	1事故＝最高1億円
財物賠償	1事故＝最高1億円
※免責金額は1事故につき1,000円	

◆補償金支払いの対象とならない事故例◆

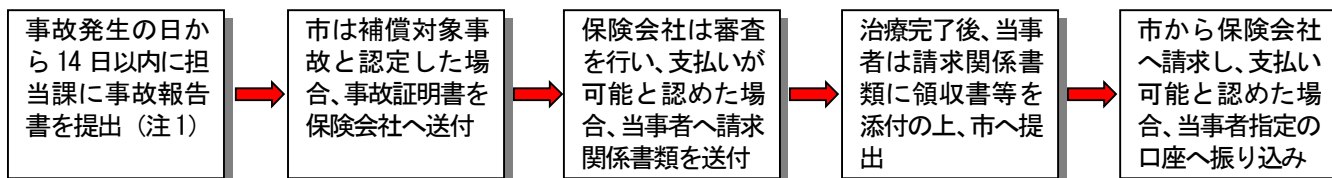
- 故意によって生じた事故
- 地震や津波などの天災による事故
- 団体、指導者等が占有、使用し又は管理する他人の財物に対する事故
- 自動車の運行に起因する事故

補償対象とならない活動

- 国外において行われる活動
- 団体、指導者、スタッフ、参加者が報酬等を得て行う活動
- 専ら利潤を追求する事を目的とする活動
- 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成する活動
- 政治上の主義を推進、支持、又は反対する活動
- 社会貢献よりも構成員等の自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦、競技、利益獲得などの割合が高いと市が判断する活動

社会貢献活動中に事故が起きたら

傷害事故の場合



(注1) 事故報告には団体の概要の把握、事故発生状況の説明ができる資料および当日の参加者名簿等の添付が必要です。

賠償責任事故の場合

基本的に傷害事故の場合の手続きと変わりありませんが、物損事故の場合は損害を証明するため、写真撮影が必要となります。また、損害額が10万円以上になる場合は、保険会社が立会い調査をする場合がありますので、できるだけ現場を保存してください。なお、事情により現場が保存できない場合や、修理を急ぐ場合には保険会社の許可を得て対処していただきます。

ご注意ください

田原市社会貢献活動災害補償制度は、**社会貢献活動と認められない活動中の事故**に対する救済はありません。したがって自己鍛錬、趣味、親睦を目的とするなど、社会貢献の要素のない活動中の事故については補償対象外となります。**団体が行うすべての活動中の事故を補償するものではありませんので、ご注意ください。**

平成23年度より、スポーツ・レクリエーション・文化等の活動を目的に結成された団体による競技、練習、自己研鑽など、**社会貢献性のない自己または団体のための活動中の事故への補償がなくなります。必要に応じて個別に損害保険等に参加してください。**今後、文化協会、体育協会、スポーツ少年団、子ども会に所属する各団体に対する補償は、あらかじめ登録された**ボランティア指導者（各組織に報告されている場合に限る）が行う社会貢献活動（各種教室など）中の事故のみを補償の対象**とします。

また、本市では田原市子ども医療支給制度により、中学生以下の方の医療費を市が負担しており、医療機関への支払いがなくなっていることから、傷害事故における**医療費に実費が伴わない事故については入院・通院・手術補償の支払いはありません。**同じく市が医療費を負担している障害者医療（1～3級の方）、母子（父子）家庭等医療、精神障害者医療（通院）の対象となっているなど、医療費に実費負担が伴わない方についても、同様の取り扱いとなりますのでご注意ください。

※※※事故を回避するために※※※

この制度は、万一の事故に備えるものですが、一番大切なことは事故を未然に防ぐことです。

指導者、スタッフ及び参加者は、無理のないスケジュールなど事前に綿密な計画を立てるよう心がけてください。

問い合わせ

田原市役所 企画部 企画課（南庁舎3階）
〒441-3492 田原市田原町南番場30番地1
TEL (0531) 23-3507 FAX (0531) 23-0669
E-mail kyoudou@city.tahara.aichi.jp

田原市社会貢献活動災害補償制度における補償の範囲

平成 23 年 4 月

団体	活動内容	賠償 補償	傷害 補償	備考
田原市体育協会 田原市文化協会 田原市スポーツ少年団 市子ども会連絡協議会	各統括組織として主催する大会等行事の運営に参加（出演）する場合	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。 指導者・スタッフが補償対象。
	本来の目的以外の社会貢献活動を企画し実施した場合 (例：清掃活動、公共施設等の整備など)	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
体育協会所属競技協会 文化協会所属部会 各スポーツ少年団 各子ども会	各組織に登録された指導者が、無償ボランティアで行う指導 (例：各種教室での指導など)	○	○	社会貢献活動中の事故を補償。ボランティア指導者（事前に各組織に報告されている場合に限る）のみ補償対象。
	本来の目的以外の社会貢献活動を企画し実施した場合 (例：清掃活動、公共施設等の整備など)	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
※上記組織への登録団体含む	スポーツ・レクリエーション・文化活動 (例：大会、練習など)	×	×	スポーツ・レクリエーション・文化を目的とする団体における競技、練習、自己研鑽等の自己又は団体のための活動中の事故は補償対象外
社会福祉協議会が事務局を担当している団体	社会福祉施設援護活動、障害者福祉、高齢者福祉、児童福祉などの社会福祉活動	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
	専ら団体や会員のために行われる親睦、健康増進、自己研鑽などの活動	×	×	社会貢献の要素の割合が低いと市が判断する活動中の事故は補償対象外。
ボランティアセンター登録団体	登録団体の目的に沿った社会貢献活動中の事故	○	○	報酬を受けて行う活動、委託事業を除く。
	専ら団体や会員のために行われる親睦、健康増進、自己研鑽などの活動	×	×	社会貢献の要素の割合が低いと市が判断する活動中の事故は補償対象外。
地域コミュニティ団体	地域社会活動（交通安全、防犯、防火、防災、清掃、資源ごみ回収、環境保全、コミュニティ活動など）	○	○	
	コミュニティ団体主催のスポーツ大会およびそれに伴う練習会	○	○	スポーツ・レクリエーションを目的とする団体とは異なり、地域内連帯意識の向上等の手段として実施されるもので、大会及び練習中（コミ団体主催に限る）の事故を含めて補償対象。
	農地水環境保全の活動	×	×	道路・河川・水路等、公の施設の草刈、ゴミ拾いなどは対象。
共通事項	田原市社会貢献活動災害補償制度は ❖ 補償対象となる団体が行うすべての活動中の事故を補償するものではありません。 ❖ 社会貢献活動中の事故であっても、報酬を受けて行う活動、市からの受託業務、企業の管理下で行われる対象になりません。 ❖ 社会貢献よりも構成員もしくは構成員相互の自己啓発、自己研鑽、健康増進、技術向上、親睦、競技、利益獲得などの割合が高いと市が判断する活動中の事故は補償対象外です。 ❖ 子ども医療などの適用により市が医療費を負担して、事故当事者に医療費の実費負担がない場合、入院、通院、手術補償の支払いはありません。この場合、死亡、後遺障害の補償は対象となります。			